

## 第4回

# 出雲市・斐川町 合併協議会

---

日時：平成22年7月13日（火）午後3時から

会場：斐川町大字荘原町 斐川町中央公民館 講義室

## 会議資料



## 第4回出雲市・斐川町合併協議会 会議次第

日時：平成22年7月13日（火）午後3時～

会場：斐川町中央公民館 講義室

### 開 会

#### 1 会長あいさつ

#### 2 会議録署名委員の指名について

#### 3 議 事

##### (1) 議案事項

議案第26号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	…p7
議案第27号	特別職の身分の取扱いについて	…p8
議案第28号	介護保険事業の取扱いについて	…p9
議案第29号	消防団の取扱いについて	…p10
議案第30号	各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについて	…p11
議案第31号	各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて	…p12
議案第32号	各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて	…p13
議案第33号	各種事務事業（行政改革大綱関係）の取扱いについ て	…p14
議案第34号	各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて	…p16
議案第35号	各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡関係） の取扱いについて	…p17
議案第36号	各種事務事業（金融機関等の指定関係）の取扱いに ついて	…p18
議案第37号	各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて	…p19
議案第38号	各種事務事業（高齢者福祉関係）の取扱いについて	…p20

議案第 39 号	各種事務事業（農林関係その 1）の取扱いについて	…p21
議案第 40 号	各種事務事業（防災関係）の取扱いについて	…p22

## (2) 協議事項

協議第 33 号	国民健康保険事業の取扱いについて	…p23
協議第 34 号	各種事務事業（人権同和関係）の取扱いについて	…p33
協議第 35 号	各種事務事業（農林関係その 2）の取扱いについて	…p37
協議第 36 号	各種事務事業（観光商工関係その 1）の取扱いにつ いて	…p45
協議第 37 号	各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いについて	…p61
協議第 38 号	各種事務事業（文化・スポーツ関係）の取扱いにつ いて	…p69
協議第 39 号	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	…p87

## 4 その他

・新市基本計画の素案について	…別添資料 1
・指定管理施設の状況について	…別添資料 2
・市町村合併特例事業に係る合併特例債発行額について	…別添資料 3
・地域協議会活動費による活動状況一覧について	…別添資料 4
・市町村合併による固定資産税評価への影響について	…別添資料 5

閉 会

□ 今後の協議会開催予定

第5回 日時：平成22年7月28日（水）午後3時～

会場：出雲市役所（出雲市今市町）1階 くにびき大ホール

第6回 日時：平成22年8月11日（水）午後3時～

会場：出雲市役所（出雲市今市町）1階 くにびき大ホール

第7回 日時：平成22年8月25日（水）午後3時～

会場：出雲市役所（出雲市今市町）1階 くにびき大ホール

出雲市・斐川町合併協議会 委員等名簿

所 属	出 雲 市	斐 川 町
市長・町長	◎ <small>ながおか</small> 長岡 <small>ひでと</small> 秀人	○ <small>かつべ</small> 勝部 <small>かつあき</small> 勝明
議 長	<small>やましろう</small> 山代 <small>ひろし</small> 裕始	<small>なかばやし</small> 中林 <small>のぶお</small> 信夫
議 員	<small>てらだ</small> 寺田 <small>まさひろ</small> 昌弘	<small>くろだ</small> 黒田 <small>みつる</small> 充
	<small>ふくしろ</small> 福代 <small>ひでひろ</small> 秀洋	<small>た た の</small> 多々納 <small>ひろし</small> 弘
学識経験者	<small>ばんだい</small> 萬代 <small>のぶお</small> 宣雄	<small>すとう</small> 周藤 <small>まさお</small> 昌夫
	<small>えだ</small> 江田 <small>こだか</small> 小鷹	<small>おか</small> 岡 <small>まさあき</small> 正明
	<small>たけだ</small> 武田 <small>むつひろ</small> 睦弘	<small>すだ</small> 須田 <small>ひでお</small> 日出男
	<small>まつうら</small> 松浦 <small>つよし</small> 剛司	<small>しょうじ</small> 昌子 <small>よしみ</small> 好見
	<small>わたなべ</small> 渡部 <small>みちこ</small> 美知子	<small>しもで</small> 下手 <small>やすこ</small> 泰子

◎ 会長、○ 副会長

所 属	出 雲 市	斐 川 町
監査委員	<small>かつべ</small> 勝部 <small>いちろう</small> 一郎	<small>おむら</small> 小村 <small>かつとし</small> 克利

出雲市・斐川町合併協議会 幹事会名簿

所 属	氏 名	職 名
出 雲 市	◎ 黒目 俊策	副市長
	河内 幸男	副市長
	伊藤 功	総合政策部長
斐 川 町	○ 吉田 稔	副町長
	高田 茂明	参事

◎ 幹事長、○ 副幹事長

出雲市・斐川町合併協議会 事務局職員名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
事務局長	鎌田 靖志	出雲市	総括
参 与	奈良井 浩人	島根県	専門的助言・調整
事務局次長	今岡 範夫	出雲市	(調整1班班長兼務) 総務・企画、財政、議会、消防関係
	川内 章正	斐川町	(調整2班班長兼務) 住民・福祉、教育・文化、産業、 建設・上下水道関係
総務班班長	三浦 俊明	出雲市	基本計画、財政計画、会議運営、 庶務・広報
総務班班員	鬼村 修治	斐川町	
調整1班班員	周藤 学	斐川町	
調整2班班員	園山 博之	出雲市	

#### 第4回出雲市・斐川町合併協議会会議録署名委員

	議会選出委員	学識経験委員
市 町 名	斐 川 町	出 雲 市
氏 名		

## 議案第 26 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 13 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

### 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（協議第 18 号）

合併協定項目 7. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いは、次のとおりとする。

1. 合併後の新市において、農地行政及び農業振興事業の継続性が確保されるよう、農業委員会等に関する法律第 34 条第 2 項の規定を適用し、現在出雲市及び斐川町に設置されている農業委員会の区域ごとに、当分の間、現行のまま農業委員会を設置する。  
ただし、行政運営の一体性を確保する観点から、新市を一つの区域とする農業委員会に統合するため、農業政策及び農地情勢を勘案し協議を進めるものとする。
2. 農業委員会の委員の報酬については、合併時から出雲市の制度に統一する。



**議案第 27 号**

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 13 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

特別職の身分の取扱いについて（協議第 19 号）

合併協定項目 1 1. 特別職の身分の取扱いは、次のとおりとする。

1. 斐川町の常勤の特別職（教育長を含む）、及び農業委員会の委員を除く各種行政委員会の委員（教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員）は、合併の日の前日をもって失職するものとする。
2. 斐川町のその他の非常勤の特別職は、基本的には失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要のあるものについては、それぞれの附属機関等の設置状況や、業務内容、地域の実情などを踏まえ合併時まで調整する。
3. 特に住民生活に深く関わりのある各種行政委員会及び附属機関等の委員構成については、合併後の改選時等において、市域全体に配慮するものとする。

## 議案第 28 号

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 13 日

出雲市・斐川町合併協議会  
会長 長 岡 秀 人

### 介護保険事業の取扱いについて（協議第 20 号）

合併協定項目 2 1. 介護保険事業の取扱いは、次のとおりとする。

#### 1 介護保険事業計画

現行の各保険者の第 4 期介護保険事業計画（平成 21 年度～平成 23 年度）については、介護保険料を除き合併時に統合する。

#### 2 介護保険料

介護保険料については、第 4 期介護保険事業計画（平成 21 年度～平成 23 年度）期間中は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において策定する第 5 期介護保険事業計画（平成 24 年度～平成 26 年度）に基づき統一する。

#### 3 介護保険料減免

介護保険料の低所得者減免を、「出雲市介護保険料の減免に関する取扱要綱」に基づき合併時から統一して実施する。

#### 4 保険給付外事業

保険給付外事業については、区分支給限度基準額拡大事業、訪問介護深夜利用助成事業、外泊体験サービス事業を、出雲市の各要綱に基づき、合併時から統一して実施する。

**議案第 29 号**

消防団の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 13 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

消防団の取扱いについて（協議第 21 号）

合併協定項目 22. 消防団の取扱いは、次のとおりとする。

1. 斐川町の消防団員を出雲市の消防団員として引き継ぎ、新市の消防団の組織については、出雲市消防団の方面隊体制の中に斐川町消防団の 4 分団を位置づけ、合併時に出雲市消防団に統合する。なお、方面隊、分団の配置数及び名称については、合併時まで調整する。
2. 有事体制については、災害時の対応に支障をきたさぬよう、合併時まで指揮命令系統など有事即応体制を確立する。
3. 消防団員の報酬及び出場手当等については、合併時から出雲市の例により統一する。

**議案第 30 号**

各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 13 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについて（協議第 22 号）

合併協定項目 24. 各種事務事業（総合計画関係）の取扱いは、次のとおりとする。

総合振興計画については、合併後、新市基本計画に基づき、速やかに策定するものとする。なお、新市において策定するまでの間は、新市基本計画をもってこれに代えるものとする。

## 議案第 31 号

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 13 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

### 各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて（協議第 23 号）

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いは、次のとおりとする。

#### 1 広報誌の発行

広報紙は、月 1 回発行の方向で、発行日と併せ合併時までに調整し、広報紙の名称、仕様は、出雲市の例により統一する。

広報紙の配布方法については、自治会加入世帯は合併時までに調整し、自治会未加入世帯については、出雲市の例により統一する。

#### 2 広報広聴事業

広報紙を除く広報事業は、合併時から出雲市の例により統一し、ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ、新聞などさまざまな媒体を活用する。

広聴事業は、市長ポストの設置や市長面会日、まちづくり懇談会の開催など、合併時から出雲市の例により統一する。

**議案第 32 号**

各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 13 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて（協議第 24 号）

合併協定項目 24. 各種事務事業（交通政策関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 飛行機、空港

現行のとおり各種協議会を中心とした飛行機、空港交通政策を新市に引き継ぎ、空港の利用促進と空港周辺環境整備に努める。

2 J R

現行のとおり各種協議会を中心とした J R 交通政策を新市に引き継ぎ、鉄道の利用促進と整備に努める。

**議案第 33 号**

各種事務事業（行政改革大綱関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 13 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（行政改革大綱関係）の取扱いについて（協議第 25 号）

合併協定項目 24. 各種事務事業（行政改革大綱関係）の取扱いは、次のとおりとする。

両市町の行財政改革の取組みや合併協議を踏まえ、合併効果を早期に発揮できるよう、新市において、別表の「出雲市における行財政改革推進の考え方」に基づき、行財政改革大綱、実施計画を速やかに策定する。

## 別表

### 出雲市における行財政改革推進の考え方

1. 新市における行財政改革の推進にあたっては、次に掲げる視点を基本方針とし、地方分権時代に対応するまちづくりの実現を図る。

◆ **地方分権時代に対応するまちづくり**

地方分権時代に対応し、自己決定、自己責任を基本に自立する自治体づくりをめざすとともに、市民と行政がそれぞれ果たすべき役割を自覚・認識し、市民と行政の協働システムによる一体となった取り組みを進める。

◆ **市民本位のサービスの徹底**

常に市民の視点に立ち、高度多様化する住民ニーズに的確に対応すべく、職員の意識改革、資質向上をはじめ、業務の迅速化と省力化の徹底を図る。

◆ **簡素で効率的な行財政運営**

適正な受益と負担による行政サービス水準の確保に努めるとともに、組織機構・事務のスリム化、民間委託など徹底した経費節減、選択と集中による事務事業の見直しなどにより、簡素で効率的、長期的に安定した行財政運営を進める。

2. 行財政改革大綱策定にあたっては、新市建設計画をはじめとする合併協定項目の調整方針に従い策定することとし、新市においては、次に掲げる実施項目により行財政改革に取り組むものとする。

#### 【行財政改革実施項目】

● **行政の効率化**

- (1) 事務事業の見直しと業務の民間委託の推進
- (2) 時代に即応した組織・機構の見直し
- (3) 公共施設の管理運営の見直し
- (4) 外郭団体の見直し

● **定員管理と給与の適正化**

- (1) 定員管理の適正化
- (2) 職員給与の適正化と総人件費の抑制・縮減
- (3) 人事評価・職員研修の強化

● **自治自立の財政運営**

- (1) 新市建設への財源確保・節減
- (2) 使用料等の負担と補助金等の受益のあり方



## 議案第 34 号

各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 13 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて（協議第 26 号）

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 名誉市民制度

名誉市民制度については、出雲市の例により統一する。なお、現在の斐川町の名誉町民は、新市においても名誉市民として引き継ぐ。

2 表彰制度

表彰制度については、出雲市の例により統一する。

## 議案第 35 号

各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 13 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡関係）の取扱いについて  
（協議第 27 号）

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 地域コミュニティ支援

集会所建設事業補助、ふるさと広場設置事業助成、地域コミュニティづくり支援補助及び防犯灯設置制度については、合併時から出雲市の例により統一する。

2 自治協会・自治会（町内会）

新市の速やかな一体性を確保するため、早期に連合組織が設置されるよう調整に努める。

3 行政連絡制度

行政連絡制度については、合併時から出雲市の例により統一する。

## 議案第 36 号

各種事務事業（金融機関等の指定関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 13 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（金融機関等の指定関係）の取扱いについて  
（協議第 28 号）

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（金融機関等の指定関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1. 指定金融機関

指定金融機関については、出雲市の例により、いずれも農業協同組合に統一する。

2. 指定代理金融機関

指定代理金融機関については、出雲市の指定代理金融機関（山陰合同銀行、島根銀行、島根中央信用金庫）に斐川町農業協同組合を加える。

3. 収納代理金融機関

収納代理金融機関については、出雲市の収納代理金融機関（鳥取銀行、しまね信用金庫、中国労働金庫、みずほ銀行、漁業協同組合 J F しまね、ゆうちょ銀行）の例により統一する。

**議案第 37 号**

各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 13 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて（協議第 29 号）

合併協定項目 24. 各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いは、次のとおりとする。

窓口手数料について、両市町で差異のない手数料は、現行のとおりとし、差異のある手数料は、出雲市の例により合併時に統一する。

**議案第 38 号**

各種事務事業（高齢者福祉関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 13 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（高齢者福祉関係）の取扱いについて（協議第 30 号）

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（高齢者福祉関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 包括的支援事業

斐川町地域包括支援センターについては、合併時から出雲市の例により社会福祉法人出雲市社会福祉協議会へ委託する。

## 議案第 39 号

各種事務事業（農林関係その1）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成22年7月13日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（農林関係その1）の取扱いについて（協議第31号）

合併協定項目24. 各種事務事業（農林関係その1）の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 地域農業振興計画の策定  
新市において、速やかに「地域農業振興計画」を策定する。
- 2 地域農業推進体制  
地域農業推進体制は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - ・農業振興区長制度  
現在、斐川町で実施されている農業振興区長制度は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - ・地域水田農業推進協議会  
現在の推進組織を、現行のとおり新市に引き継ぐ。  
とも補償事業は、出雲市と斐川町それぞれの推進地域で、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - ・担い手育成総合支援協議会  
現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに統合する。

**議案第 40 号**

各種事務事業（防災関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 13 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（防災関係）の取扱いについて（協議第 32 号）

合併協定項目 24. 各種事務事業（防災関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 地域防災計画・水防計画

地域防災計画及び水防計画については、出雲市の計画を基本として新市において速やかに策定する。ただし、合併時から策定されるまでの間の災害時の対応に支障をきたさぬよう、指揮命令系統など有事即応体制を確立する。

2 防災行政無線（有線を含む）

防災行政無線については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併時に防災情報の提供に支障をきたさぬよう通信体制の確立を図る。

## 協議第 33 号

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 7 月 13 日

出雲市・斐川町合併協議会  
会長 長 岡 秀 人

### 国民健康保険事業の取扱いについて

合併協定項目 20. 国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。

#### 1 国民健康保険料

- (1) 賦課方式は、現行のとおり所得割、均等割、平等割の 3 方式とする。
- (2) 保険料率については、合併後、最初の算定において統一する。
- (3) 独自の減免制度については、合併時から出雲市の例により統一する。

#### 2 国民健康保険証

合併時に国民健康保険証と高齢受給者証を一本化し、個人ごとにカード化する。

#### 3 特定健康診査・特定保健指導

合併時から出雲市の例により統一する。

#### 4 人間ドック、脳ドック

出雲市のみで実施している人間ドック、脳ドックについては、合併時から新市の事業として実施する。

参考資料：別紙のとおり



# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.110、No.1000

協議項目	国民健康保険事業の取扱いについて	協議細目	国民健康保険料
調整の方針	<p>(1)賦課方式は、現行のとおり所得割、均等割、平等割の3方式とする。                      (2)保険料率については、合併後、最初の算定において統一する。                      (3)独自の減免制度については、合併時から出雲市の例により統一する。</p>		
	現 況	斐 川 町	調 整 の 具 体 的 内 容
1. 保険料方式	1. 保険料方式		(1)賦課方式は、現行のとおり所得割、均等割、平等割の3方式とする。
2. 賦課方式 3方式 賦課割合 所得割:均等割:平等割=50:35:15	2. 賦課方式 3方式 賦課割合 所得割:均等割:平等割=50:35:15		(2)保険料率については、合併後、最初の算定において統一する。
3. 料率(平成22年度)	3. 料率(平成22年度)		(3)独自の減免制度については、合併時から出雲市の例により統一する。
1)医療分	1)医療分		
所得割 9.01%	所得割 7.15%		
均等割 29,200円	均等割 24,350円		
平等割 21,700円	平等割 20,300円		
2)後期高齢者支援金分	2)後期高齢者支援金分		
所得割 1.49%	所得割 2.48%		
均等割 5,200円	均等割 8,000円		
平等割 3,800円	平等割 6,800円		
3)介護納付金分	3)介護納付金分		
所得割 2.21%	所得割 2.12%		
均等割 8,700円	均等割 9,380円		
平等割 4,900円	平等割 5,380円		
4)限度額	4)限度額		
①医療分 50万円	①医療分 50万円		
②支援金分 13万円	②支援金分 13万円		
③介護分 10万円	③介護分 10万円		
5)軽減 7割、5割、2割	5)軽減 7割、5割、2割		

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.110、No.1000

協議項目	国民健康保険事業の取扱いについて		協議細目	国民健康保険料
調整の方針	調整の内容的内容		調整の内容的内容	
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
協議項目	国民健康保険事業の取扱いについて		協議細目	国民健康保険料
調整の方針	調整の内容的内容		調整の内容的内容	
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				
調整の内容的内容				

## モデル世帯における国民健康保険料比較

### 【算定方法と国保料率】

○算定方法 国保料は、その年度にかかる医療費等の歳出総額から国の補助金などを控除した費用をもとに、毎年度見直しを行います。

- (1) 国保料は世帯単位で算定し、その内訳として次の3つの保険料区分があります。  
医療給付費(医療分)＋後期高齢者支援分(支援分)＋介護納付金分(介護分)
- (2) 各保険料区分の料額算定＝①所得割額＋②被保険者均等割額＋③世帯分平等割額
- (3) 各保険料区分での賦課額の割合 応能分50%(所得割)  
応益分50%(均等割35%、平等割15%)

### 平成21年度料率

		出雲市	斐川町	増減	
				差 額	対斐川町比率
医療分	所得割	6.97%	7.28%	-0.31%	95.74%
	均等割	24,900円	26,004円	-1,104円	95.75%
	平等割	18,800円	22,836円	-4,036円	82.33%
支援金分	所得割	1.83%	2.71%	-0.88%	67.53%
	均等割	6,700円	8,808円	-2,108円	76.07%
	平等割	5,400円	7,808円	-2,408円	69.16%
医療+支援	所得割	8.80%	9.99%	-1.19%	88.09%
	均等割	31,600円	34,812円	-3,212円	90.77%
	平等割	24,200円	30,644円	-6,444円	78.97%
介護分	所得割	1.90%	1.74%	0.16%	109.20%
	均等割	8,600円	8,832円	-232円	97.37%
	平等割	4,500円	5,112円	-612円	88.03%

### 平成22年度料率

		出雲市	斐川町	増減	
				差 額	対斐川町比率
医療分	所得割	9.01%	7.15%	1.86%	126.01%
	均等割	29,200円	24,350円	4,850円	119.92%
	平等割	21,700円	20,300円	1,400円	106.90%
支援金分	所得割	1.49%	2.48%	-0.99%	60.08%
	均等割	5,200円	8,000円	-2,800円	65.00%
	平等割	3,800円	6,800円	-3,000円	55.88%
医療+支援	所得割	10.50%	9.63%	0.87%	109.03%
	均等割	34,400円	32,350円	2,050円	106.34%
	平等割	25,500円	27,100円	-1,600円	94.10%
介護分	所得割	2.21%	2.12%	0.09%	104.25%
	均等割	8,700円	9,380円	-680円	92.75%
	平等割	4,900円	5,380円	-480円	91.08%

〔モデル1〕 夫:給与350万円(所得227万円)、妻・子1人扶養、夫婦とも2号介護該当(40歳～64歳)

年度	出雲市	斐川町	差 額	対斐川町比率
平成21年度	348,280円	385,418円	-37,138円	90.4%
平成22年度	397,574円	376,240円	21,334円	105.7%

〔モデル2〕 夫婦65歳以上、夫:年金250万円(所得130万円)、妻:所得 0円

年度	出雲市	斐川町	差 額	対斐川町比率
平成21年度	172,760円	197,171円	-24,411円	87.6%
平成22年度	196,150円	185,211円	10,939円	105.9%

〔モデル3〕 夫婦2人世帯、2号介護非該当、世帯所得90万円、2割軽減該当

年度	出雲市	斐川町	差 額	対斐川町比率
平成21年度	120,080円	137,157円	-17,077円	87.5%
平成22年度	135,290円	128,331円	6,959円	105.4%

〔モデル4〕 2人世帯、2号介護該当(40歳～64歳)、世帯所得無し、7割軽減該当

年度	出雲市	斐川町	差 額	対斐川町比率
平成21年度	32,730円	36,913円	-4,183円	88.7%
平成22年度	34,980円	34,782円	198円	100.6%

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No. 1210

協議項目	国民健康保険事業の取扱いについて	協議細目	国民健康保険証
調整の方針	合併時に国民健康保険証と高齢受給者証を一本化し、個人ごとにカード化する。		
	現	況	調整の具体的内容
<p>○次期更新時期 平成23年 8月 国民健康保険証は、世帯ごとに発行している。 高齢受給者証は、別途交付している。</p>	<p>出雲市</p>	<p>斐川町</p> <p>○次期更新時期 平成22年10月 国民健康保険証は、個人ごとに発行している。 高齢受給者証は、別途交付している。 ※平成22年10月更新分より、裏面に臓器提供意思表示欄を追加予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併時に国民健康保険証と高齢受給者証を一本化し、個人ごとにカード化する。</li> <li>・カードに臓器提供意思表示欄を設ける。</li> <li>・更新時期については、毎年8月とする。</li> </ul>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ

No. 2610

協議項目	国民健康保険事業の取扱いについて	協議細目	特定健康診査				
調整の方針	合併時から出雲市の例により統一する。						
	<p>現況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1442 496 1863">出雲市</th> <th data-bbox="459 804 496 1442">斐川町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 1442 1449 1863"> <p>①特定健康診査（補助事業） ・40～74歳までの被保険者を対象として行う健康診査（妊産婦、その他厚生労働省が定める者は除く）</p> <p>②若年層健康診査（単独事業） ・20～39歳までの被保険者を対象として行う健診</p> <p>[健診内容] ①②とも ・基本項目、詳細項目</p> <p>[場所]①②とも ・市内ほか委託医療機関及び集団健診</p> <p>[契約方法及び委託料] ・①国保連がとりまとめる集合契約に参加。 ・②集合契約に参加している健診機関を対象とし、市医師会などと契約する。</p> <p>[実施期間] ①②とも ・個別健診は7月～9月、集団健診は6月～12月末</p> <p>[個人負担金] ①②とも ・無料</p> <p>[通知方法] ・①個人通知のほか、広報、ホームページなど。 ・②広報、ホームページなど。</p> </td> <td data-bbox="496 804 1449 1442"> <p>①特定健康診査（補助事業） ・40～74歳までの被保険者を対象とした健康診査（妊産婦、その他厚生労働省が定める者は除く）</p> <p>②若年層健康診査 ・実施なし</p> <p>[健診内容] ・基本項目、詳細項目</p> <p>[場所] ・斐川町内ほかの委託医療機関</p> <p>[契約方法及び委託料] ・斐川町医師歯科医師会及び町外2医療機関に委託して行う。委託料は、県医師会と国保連の集合契約の額。</p> <p>[実施期間] ・8月1日から10月31日まで。</p> <p>[個人負担金] ・40歳～74歳 2,000円 ・住民税非課税世帯 無料 （詳細健診は全額自己負担）</p> <p>[通知方法] ・個人通知のほか、広報、防災無線。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	出雲市	斐川町	<p>①特定健康診査（補助事業） ・40～74歳までの被保険者を対象として行う健康診査（妊産婦、その他厚生労働省が定める者は除く）</p> <p>②若年層健康診査（単独事業） ・20～39歳までの被保険者を対象として行う健診</p> <p>[健診内容] ①②とも ・基本項目、詳細項目</p> <p>[場所]①②とも ・市内ほか委託医療機関及び集団健診</p> <p>[契約方法及び委託料] ・①国保連がとりまとめる集合契約に参加。 ・②集合契約に参加している健診機関を対象とし、市医師会などと契約する。</p> <p>[実施期間] ①②とも ・個別健診は7月～9月、集団健診は6月～12月末</p> <p>[個人負担金] ①②とも ・無料</p> <p>[通知方法] ・①個人通知のほか、広報、ホームページなど。 ・②広報、ホームページなど。</p>	<p>①特定健康診査（補助事業） ・40～74歳までの被保険者を対象とした健康診査（妊産婦、その他厚生労働省が定める者は除く）</p> <p>②若年層健康診査 ・実施なし</p> <p>[健診内容] ・基本項目、詳細項目</p> <p>[場所] ・斐川町内ほかの委託医療機関</p> <p>[契約方法及び委託料] ・斐川町医師歯科医師会及び町外2医療機関に委託して行う。委託料は、県医師会と国保連の集合契約の額。</p> <p>[実施期間] ・8月1日から10月31日まで。</p> <p>[個人負担金] ・40歳～74歳 2,000円 ・住民税非課税世帯 無料 （詳細健診は全額自己負担）</p> <p>[通知方法] ・個人通知のほか、広報、防災無線。</p>	調整の具体的内容	<p>・実施期間及び健診項目の詳細については、出雲市の例を参考とし、実施までに関係機関と調整の上、決定する。</p> <p>・契約については、国保連が取りまとめる県の集合契約を基本とする。</p> <p>・20-39歳の若年層の健診を実施する。</p> <p>・個人負担金は無料とする。</p>
出雲市	斐川町						
<p>①特定健康診査（補助事業） ・40～74歳までの被保険者を対象として行う健康診査（妊産婦、その他厚生労働省が定める者は除く）</p> <p>②若年層健康診査（単独事業） ・20～39歳までの被保険者を対象として行う健診</p> <p>[健診内容] ①②とも ・基本項目、詳細項目</p> <p>[場所]①②とも ・市内ほか委託医療機関及び集団健診</p> <p>[契約方法及び委託料] ・①国保連がとりまとめる集合契約に参加。 ・②集合契約に参加している健診機関を対象とし、市医師会などと契約する。</p> <p>[実施期間] ①②とも ・個別健診は7月～9月、集団健診は6月～12月末</p> <p>[個人負担金] ①②とも ・無料</p> <p>[通知方法] ・①個人通知のほか、広報、ホームページなど。 ・②広報、ホームページなど。</p>	<p>①特定健康診査（補助事業） ・40～74歳までの被保険者を対象とした健康診査（妊産婦、その他厚生労働省が定める者は除く）</p> <p>②若年層健康診査 ・実施なし</p> <p>[健診内容] ・基本項目、詳細項目</p> <p>[場所] ・斐川町内ほかの委託医療機関</p> <p>[契約方法及び委託料] ・斐川町医師歯科医師会及び町外2医療機関に委託して行う。委託料は、県医師会と国保連の集合契約の額。</p> <p>[実施期間] ・8月1日から10月31日まで。</p> <p>[個人負担金] ・40歳～74歳 2,000円 ・住民税非課税世帯 無料 （詳細健診は全額自己負担）</p> <p>[通知方法] ・個人通知のほか、広報、防災無線。</p>						

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ

No. 2620

協議項目	国民健康保険事業の取扱いについて		協議細目		調整の具体的内容
	協議項目	調整の方向	協議細目	調整の具体的内容	
調整の方針	合併時から出雲市の例により統一する。				
	出雲市	斐川町			
【特定保健指導】	<p>【特定保健指導】</p> <p>【期間】 特定健診終了後、順次実施9月から翌年10月まで</p> <p>【場所】 委託機関にて実施（積極的支援9か所、動機づけ支援31か所）</p> <p>【対象】 特定健診（人間ドック含む）データから階層化を行い、動機づけ支援レベル、積極的支援レベルの保健指導の対象者になった者全員。</p> <p>【内容】 積極的支援： ①「初回面接」 ②「3ヶ月以上の継続的な支援（260ポイント）」 ③「6か月後の評価」 動機づけ支援： ①「初回面接」 ②「通信」 ③「6か月後の評価」</p> <p>【実施方法】 委託実施（出雲医師会・島根県環境保健公社・島根健康保健ネットワーク）</p> <p>【委託料】 積極的支援：25,000円 動機づけ支援：9,000円</p> <p>【料金】 無料</p> <p>【通知方法】 個人通知送付、電話等での勧奨</p> <p>【申込み方法】 市に申込書を郵送する。市が事前調査票を送付し、委託機関で指導を受ける。</p>	<p>【特定保健指導】</p> <p>【期間】 9月から翌年7月</p> <p>【場所】 まめながが一番館</p> <p>【対象】 国保で特定健康診査を受診した40歳から74歳で、特定保健指導の指導区分が①動機づけレベル②積極的レベルと判定された人の中から選定</p> <p>【内容】 動機づけ支援と積極的支援を合同で3ヶ月間から6ヶ月間の継続的支援を実施。 積極的支援は、280ポイント以上。 ① 個別行動計画の策定、②ホリックスドロームについて ③ 食生活、④ 運動、⑤ 中間評価 ⑥ 6か月後の評価、の5回シリーズ</p> <p>【実施方法】 直営実施 （管理栄養士、栄養士、保健師、歯科衛生士、健康運動指導士が支援） 2～3グループに分けて実施</p> <p>【料金】 無料</p> <p>【通知方法】 個別通知と電話勧奨</p> <p>【申込み方法】 町へ直接電話で申し込む</p> <p>【その他】 町民課から執行委任し、直営で実施</p>	<p>【期間】 特定健診の実施期間が決まり次第、特定保健指導の実施時期を統一</p> <p>【場所】 委託機関及び、指定した場所</p> <p>【対象】 対象者の選定については、新市移行後、当該年度の特定健診結果に基づき決定する。</p> <p>【内容】 実施プログラムのポイント数及び、内容については、新市において統一する。</p> <p>【実施方法】 直営実施については、合併後調整していく。</p> <p>・今年度開始する者については、平成23年度も現行の方法で継続実施する。</p>		

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No. 2630

協議項目	国民健康保険事業の取扱いについて	協議細目	人間ドック
調整の方針	出雲市のみで実施している人間ドック、脳ドックについては、合併時から新市の事業として実施する。		
現 況		斐 川 町	
<p>【人間ドック】</p> <p>[期間] 7月から翌年3月まで</p> <p>[場所] 委託50医療機関(うち13機関は眼科)</p> <p>[対象] 年度末現在30・35・40・45・50・55・60・65歳の国民健康保険被保険者500人 (特定健診・脳ドックとの併用は不可)</p> <p>[内容] 身体測定・血圧・尿検査・便検査・血液検査・心電図・胸部エックス線・腹部超音波・胃透視 または胃カメラ・眼底検査</p> <p>[実施方法] 出雲医師会・島根県環境保健公社・出雲医療生活協同組合・島根難病研究所・出雲市立総合医療センターに委託</p> <p>[委託料] 診療報酬に基づき算定。 H22は39,030円から39,766円 (胃透視・胃カメラにより異なる。)</p> <p>[受診者負担金] 8,000円(委託料の2割程度) 住民税非課税世帯は無料</p> <p>[通知・申込方法] 対象者へ郵送による通知を経て、ハガキで申込み。 応募多数の場合は抽選。</p> <p>[結果通知] 医療機関から本人へ直接送付</p>	未実施		<p>調整の具体的内容</p> <p>◇斐川町では未実施だが、国保加入者の疾病の早期発見・早期治療と医療費の低減を図るため、出雲市の方式により実施する。</p> <p>◇受診枠数は新市において決定するが、出雲市・斐川町の人口比率から、現在の受診者枠を20%上乗せする方向で検討する。(概ね600人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併時、出雲市の方式に統一する。</li> <li>・受診枠数は新市において決定する。</li> </ul>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No. 2640

協議項目	国民健康保険事業の取扱いについて	協議細目	脳ドック
調整の方針	出雲市のみで実施している人間ドック、脳ドックについては、合併時から新市の事業として実施する。		
現 況		斐 川 町	
<p>【脳ドック】</p> <p>[期間] 9月から翌年3月まで</p> <p>[場所] 出雲市立総合医療センター</p> <p>[対象] 年度末現在30歳から69歳の国民健康保険被保険者 100人</p> <p>[内容] 問診・身体計測(身長・体重・肥満度・体脂肪率)・血圧測定・MRI検査(脳の断層写真及び血管撮影)・診察・結果説明</p> <p>[実施方法] 出雲市立総合医療センターに委託</p> <p>[委託料] 35,700円</p> <p>[受診者負担金] 7,000円</p> <p>[通知・申込方法] 広報いずもに掲載、市へハガキで申込み。応募多数の場合は抽選</p> <p>[結果通知] 出雲市立総合医療センターから本人へ直接送付</p>	未実施	<p>調整の具体的内容</p> <p>◇国保加入者の脳血管疾患等の疾病予防対策の一環として実施し、疾病の早期発見・早期治療と医療費の低減を図る。斐川町は未実施だが、出雲市の方法により実施する。</p> <p>◇受診枠数は新市において決定するが、出雲市・斐川町の人口比率から、現在の受診者枠を20%上乗せする方向で検討する。(概ね120人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併時、出雲市の方式に統一する。</li> <li>・受診枠数は新市において決定する。</li> </ul>	





**協議第 34 号**

各種事務事業（人権同和関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 7 月 13 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（人権同和関係）の取扱いについて

合併協定項目 24. 各種事務事業（人権同和関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1. 人権施策基本方針

人権施策基本方針については、合併時から「出雲市人権同和施策推進基本方針」に統一する。

参考資料：別紙のとおり

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

協議項目		協議細目	人権施策基本方針
各種事務事業(人権同和関係)の取扱いについて			
人権施策基本方針については、合併時から「出雲市人権同和施策推進基本方針」に統一する。			
調整の方針		調整の具体的内容	
現 況		斐 川 町	
出 雲 市			
<p>○現行の基本方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出雲市人権施策推進基本方針 (H20年3月策定、H24年度に見直しの予定)</li> <li>※2市4町合併時には、各市町で策定していた基本構想を現行のとおりに新市に引き継ぎ、新市において平成20年3月に現在の「出雲市人権施策推進基本方針」を策定した。</li> </ul> <p>○策定方法</p> <p>幅広く市民の意見を求めるため、出雲市人権施策推進基本方針策定委員会を設置し、16名の委員で、延べ4回の専門部会、3回の策定委員会を開催し、策定した。また、策定にあたっては、「人権問題に関する市民意識調査」を行った。</p> <p>○内容</p> <p>【基本的な考えと性格】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この基本方針は、人権教育・啓発の基本的な方向を定め、総合的、計画的に施策を推進するための指針となるものである。</li> <li>2 この基本方針は、「共生の心」の醸成と「人権」という普遍的な文化の創造を基本理念とする。</li> <li>3 これまで取組んできた同和教育の成果を生かしながら、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場においてきめ細かい取組を推進する。</li> <li>4 すべての人権問題解決に向けた市民あげての主体的な取組を期待する。</li> </ol>	<p>○現行の基本方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同和問題教育・啓発基本構想 (H11年3月策定)</li> </ul> <p>○策定方法</p> <p>平成10年度に実施した「人権・同和问题」に対する意識調査をもとに策定した。策定にあたっては、教育委員会で草案を作ったものを、町同推協理事会で審議を行った。</p> <p>○内容</p> <p>【基本構想の位置づけ】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)総合基本計画との整合性をはかり、人権教育としての同和教育を町政の柱として、今後とも積極的に推進されるよう位置付ける必要がある。</li> <li>(2)同和问题解決のための取り組みをすべての行政組織の取り組みにつなげるとともに、この取り組みの成果が広く人権を尊重する行政につながって行くようにしていきたいかなければならない。</li> </ol>	<p>人権施策基本方針については、合併時から「出雲市人権同和施策推進基本方針」に統一する。</p>	

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

人権・同和ワーキンググループ No.100-2

協議項目	各種事務事業(人権同和関係)の取扱いについて		協議細目	人権施策基本方針
調整の方針	人権施策基本方針については、合併時から「出雲市人権同和施策推進基本方針」に統一する。			
出雲市		斐川町		
現況		調整の具体的内容		
<p>5 この基本方針は、社会状況等の変化に柔軟に対応し、必要な見直しをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要課題への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、患者及び感染者等、その他の人権問題等、これらの重要課題に対する取組を推進する。</li> <li>あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進                   <ul style="list-style-type: none"> <li>学校・地域・家庭・職場など、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を行い、年齢や場面に応じた教育・啓発を推進する。</li> </ul> </li> <li>施策の推進 推進体制                   <ul style="list-style-type: none"> <li>様々な推進組織において、個別の人権問題に即した取組みに加え、すべての人の基本的人権を尊重するという普遍的視点から推進が図られるよう教育・啓発に努めるとともに、これらの推進組織との連携・協力を図る。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>【具体的な教育・啓発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政職員・学校教職員の研修</li> <li>・住民の教育・啓発(社会同和教育の推進)</li> <li>・学校同和教育の推進</li> <li>・関係機関との連携</li> </ul>			



## 協議第 35 号

各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成22年7月13日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて

合併協定項目24. 各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 農業振興地域整備計画  
現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに、新たな計画を策定する。
- 2 農業振興地域整備促進協議会  
現行のとおりそれぞれの協議会を新市に引き継ぎ、合併後速やかに統一する。
- 3 農業経営基盤強化促進基本構想と農地利用集積円滑化団体  
農業経営基盤強化促進基本構想については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに統一する。なお、農地利用集積円滑化団体については、出雲市の区域はいずれも農業協同組合、斐川町の区域は財団法人斐川町農業公社とし、統一した農業経営基盤強化促進基本構想に位置づける。
- 4 財団法人斐川町農業公社と有限会社グリーンサポート斐川  
農地の集積を行う財団法人斐川町農業公社とその管理耕作を担う第3セクター有限会社グリーンサポート斐川は斐川町独自の団体であるため、現行のとおりとする。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産ワーキンググループ No. 1600

協議項目	各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて	協議細目	農業振興地域整備計画
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに、新たな計画を策定する。		
	<p>出雲市</p> <p>①計画の目的 農業の振興を図ることが必要と認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずる</p> <p>②策定年月日 昭和49年3月6日</p> <p>③除外申請受付 2月と8月年2回申請受付（受付期間 1ヶ月間） 申請件数：180件 除外面積：10ha</p>	<p>斐川町</p> <p>①計画の目的 農業の振興を図ることが必要と認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずる</p> <p>②策定年月日 昭和47年8月31日</p> <p>③除外申請受付 5月と10月年2回申請受付（受付期間15日間） 申請件数 22件 除外面積 9.8ha</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>①②整備計画は新市において統合、見直し。</p> <p>③農業振興地域の除外申請は出雲市の例により統一。 (2月・8月の年2回受付、受付期間1ヶ月)</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産ワーキンググループ No. 1700

協議項目	各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて	協議細目	農業振興地域整備促進協議会
調整の方針	現行のとおりそれぞれの協議会を新市に引き継ぎ、合併後速やかに統一する。		
出 雲 市 斐 川 町			
<p>【出雲市農業振興地域整備促進協議会】</p> <p>①設置目的 農業振興地域の整備を円滑に推進することを目的に設置</p> <p>②役割 協議会は、市長の諮問に応じ、 i 農業振興地域整備計画の策定並びに変更に関すること ii 整備計画に基づく事業の実施事項に関すること iii その他農業振興地域制度の推進に必要なこと について調査協議する。</p> <p>③委員数 30名以内 委員は市長が委嘱</p> <p>④構成 i 市議会議員 ii 農業委員会の委員 iii 公共的団体等の役員及び職員 iv 学識経験を有する者</p> <p>⑤任期 2年</p>	<p>【斐川町農業振興地域整備促進協議会】</p> <p>①設置目的 農業振興地域の整備を円滑に推進することを目的に設置</p> <p>②役割 協議会は、町長の諮問に応じ、 i 農業振興地域整備計画の策定並びに変更に関すること ii 整備計画に基づく事業の実施事項に関すること iii その他農業振興地域制度の推進に必要なこと について調査協議する。</p> <p>③委員数 20名以内 委員は町長が委嘱</p> <p>④構成 i 農業委員会の委員 ii 公共的団体等の役員及び職員 iii 学識を有する者</p> <p>⑤任期 2年</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>現行のとおりそれぞれの協議会を新市に引き継ぎ、合併後速やかに統一する。</p>	



出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産ワーキンググループ No. 2300

協議項目	各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて	協議細目	農業経営基盤強化促進基本構想
調整の方針	農業経営基盤強化促進基本構想については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに統一する。		
調整の具体的内容	出雲市	斐川町	
	<p>①基本構想の策定 平成18年3月 平成21年基盤法の一部改正に伴う基本構想の変更 平成22年4月30日公告</p> <p>②基本構想の概要 経営の改善を進める認定農業者に他産業並みの所得と労働時間の指標を示し、国庫及び県補助事業、農地の利用集積、低利融資など諸施策を重点的・集中的に実施する。</p> <p>目標 平成27年度</p> <p>③効率的かつ安定的な農業経営の指標 i 年間農業所得が 概ね400万円 ii 年間労働時間 概ね2000時間 iii 農用地の利用集積 60% iv 育成すべき経営体数及び集積目標 ・ 個別経営体 300経営体 ・ 組織経営体 35経営体 ・ 集落営農組織 100経営体</p>	<p>①基本構想の策定 平成6年3月 平成21年基盤法の一部改正に伴う基本構想の変更 平成22年5月31日公告</p> <p>②基本構想の概要 経営の改善を進める認定農業者に他産業並みの所得と労働時間の指標を示し、国庫及び県補助事業、農地の利用集積、低利融資など諸施策を重点的・集中的に実施する。</p> <p>目標 平成27年度</p> <p>③効率的かつ安定的な農業経営の指標 i 所得目標 概ね400万円 ii 年間労働時間 概ね2000時間 iii 農用地の利用集積 70.2% iv 育成すべき経営体数及び集積目標 ・ 個別経営体 58経営体 ・ 組織経営体 41経営体 ・ 集落営農組織 7経営体</p>	<p>農業経営基盤強化促進基本構想については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに統一する。</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産 ワーキンググループ No. 2200

協議項目	各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて	協議細目 農地利用集積円滑化団体
調整の方針	農地利用集積円滑化団体については、出雲市の区域は、出雲市の区域は、出雲市の区域は、統一した農業経営基盤強化促進基本構想に位置づける。	
出 雲 市		
調整の具体的な内容	<p>○平成22年5月農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を見直し</p> <p>①農地利用集積円滑化団体 いすも農業協同組合 ②農地利用集積円滑化事業 i 農地所有者代理事業 ii 農地売買等事業 iii 研修事業</p> <p>* 参考 ・平成21年度農地利用集積実績 新規：278筆 33.8ha 更新：433筆 51.4ha 累計：515ha</p>	<p>○平成22年5月農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を見直し</p> <p>①農地利用集積円滑化団体 財団法人斐川町農業公社 ②農地利用集積円滑化事業 i 農地所有者代理事業 ii 農地売買等事業 iii 研修事業</p> <p>* 参考 ・平成21年度農地利用集積実績 新規：219筆 31.2ha 更新：423筆 72.6ha 累計：520.0ha</p>
斐 川 町		
調整の具体的な内容	<p>①農地利用集積円滑化団体の事業実施区域は、出雲市と斐川町の区域を分けして実施する。</p> <p>②出雲市の区域は、いすも農業協同組合を、斐川町の区域は財団法人斐川町農業公社を農地利用集積円滑化団体としてそれぞれ位置づける。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産ワーキンググループ No. 6100

協議項目	各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて	協議細目 財団法人斐川町農業公社
調整の方針	農業の集積を行う財団法人斐川町農業公社については、斐川町独自の団体であるため、現行のとおりとする。	
出雲市		斐川町
該当なし	<p>【財団法人 斐川町農業公社】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①代表者 理事 長 勝部勝明</li> <li>②設立年月日 平成6年9月1日</li> <li>③農地利用集積円滑化団体 斐川町 25,000千円</li> <li>④出資金 JA斐川町 25,000千円</li> <li>⑥役員数 10名</li> <li>⑦職員数 2名（内1名JAから出向、他町公社担当1名配置）</li> <li>⑧事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>i 農地利用集積円滑化事業</li> <li>ii 農作業の受委託に関すること</li> <li>iii その他事業                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度求院地区経営構造対策事業（ぶどう団地）</li> <li>・平成21年度単がんばる事業青ねざりースハウス事業</li> <li>・水稻育苗施設の管理運営の事務受託</li> <li>・有グリーンサポート斐川への出資（40万円）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	調整の具体的内容 農業の集積を行う財団法人斐川町農業公社については、斐川町独自の団体であるため、現行のとおりとする。

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産ワーキンググループ No.6110

協議項目	各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて	協議細目	(有)グリーンサポート斐川
調整の方針	第3セクター有限会社グリーンサポート斐川は斐川町独自の団体であるため、現行のとおりとする。		
出雲市		現況	
斐川町		斐川町	
該当なし		<p>〔有限会社グリーンサポート斐川〕          平成15年7月1日          ①設立年月日 4 (斐川町長・JA組合長・社長 (JA出向))          ②社員 農業公社          ③出資金 斐川町 95口 4,750千円          JA斐川町 95口 4,750千円          その他 96口 4,800千円          農業公社 8口 400千円          ④目的 担い手への農地の利用集積の推進を図るため          その中間保有と、農業研修の受け入れ          ⑤平成21年度事業内容          保有農地面積 22.4ha          作業受託（水稲・転作受託）他</p>	第3セクター有限会社グリーンサポート斐川は斐川町独自の団体であるため、現行のとおりとする。



## 協議第 36 号

各種事務事業（観光商工関係その 1）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 7 月 13 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

### 各種事務事業（観光商工関係その 1）の取扱いについて

合併協定項目 24. 各種事務事業（観光商工関係）の取扱いは、次のとおりとする。

#### 1 観光協会

広域的かつ効果的な観光振興を推進するため、それぞれの特色を活かしながら、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。

#### 2 イベント開催補助金、助成金

住民団体等へのイベント開催補助金、助成金については、現行のとおり引き継ぎ、必要性、有効性、公平性の観点から、そのあり方について新市において検討する。

#### 3 観光施設の使用料及び管理運営

現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進や効率的運営について、新市において検討する。

#### 4 商工会

新市において組織の一本化が望ましく、そのための調整に努める。補助金については、合併時から出雲市の例により統一する。

#### 5 工業団地

出雲市東部工業団地、斐川西工業団地など既存の工業団地や空き工場などの低・未利用地への企業誘致を図るとともに、新たな企業進出に備え、斐川中央工業団地の整備を検討する。

6 新産業分野進出及び新産業創出支援

新産業分野への進出及び新産業創出を支援するため、出雲市のみで実施している建設産業新分野進出支援事業、建設産業新分野進出促進事業、新製品等販売促進支援事業については、合併時から新市の事業として実施する。

7 商工振興補助事業

両市町の補助事業を現行のとおり新市に引き継ぐ。

参考資料：別紙のとおり

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

観光商工ワーキンググループ No.100-1

協議項目		協議細目	観光協会
各種事務事業(観光商工関係その1)の取扱いについて			
広域のかつ効果的な観光振興を推進するため、それぞれの特色を活かしながら、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。			
調整の方針		調整の具体的内容	
協議項目	現	斐川町	調整の具体的内容
<p><b>【出雲観光協会】</b></p> <p>1. 組織 会長：今岡一朗 副会長：5名、理事：29名、監事：3名、相談役：5名 顧問：1名、会員：467名</p> <p>2. 事務局 ①所在地 出雲市大社町修理免735-5(こ縁広場/吉兆館内) ②事務局長 観光交流推進課長兼職 ③正規職員 5名 (事務局3名・誘致開発1名・日御碕案内所1名) ④出雲文化観光案内所職員 2名 (JR出雲市駅アトネス内・3名で輪番) ⑤各案内所臨時職員 2名 (電鉄出雲大社前駅1名、勢溜1名)</p> <p>3. 事業内容 ・誘致情報発信事業 ・観光振興補助事業 ・市事業受託事業 ・イベント開催事業 ・助成事業 ・関連団体支援事業</p>	<p><b>【斐川町観光協会】</b></p> <p>1. 組織 会長：藤岡大拙 副会長：原田清司 理事：20名 会員：197名</p> <p>2. 事務局 ①所在地 斐川町役場商工観光課内に設置 ②事務局長 1名(佐々木安範(常勤)) ③観光協会アドバイザー(町より1名) ④事務局次長：2名(商工会、JA) ⑤事務局職員：職員1名</p> <p>3. 事業内容 ・観光ルート作成 ・花の町事業 ・観光看板設置、観光マップ、パンフ等作成 ・各種イベント支援(一例斐川よさこい祭に参画) ・観光情報発信事業 ・ホームページ管理・充実</p>	<p>広域のかつ効果的な観光振興を推進するため、それぞれの特色を活かしながら、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。</p>	



# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

観光商工ワーキンググループ No.100-2

協議項目	各種事務事業(観光商工関係その1)の取扱いについて		協議細目	観光協会
調整の方針	広域のかつ効果的な観光振興を推進するため、それぞれの特色を活かしながら、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。			
調整の具体的内容		調整の具体的内容		
<p><b>4. 予算規模 (H22 年度観光協会予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 58,574 千円 (市補助金 45,121 千円、会費 7,000 千円、寄付金 844 千円、その他 5,609 千円)</li> <li>・支出 58,574 千円 (事務局費 25,860 千円、事業費 18,936 千円、案内所 12,680 千円、その他 1,098 千円)</li> </ul>	<p><b>現 況</b></p> <p><b>出 雲 市</b></p>	<p><b>斐 川 町</b></p> <p><b>4. 予算規模 (H22 年度観光協会予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 14,705 千円 (町補助金 6,469 千円、会費 1,500 千円、委託事業 4,027 千円、繰越金 2,508 千円、その他 201 千円)</li> <li>・支出 14,705 千円 (事務局費 5,880 千円、事業費 8,430 千円、負担金 30 千円、その他 365 千円)</li> </ul>		

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

観光商工ワーキンググループ No.1300-1

協議項目		各種事務事業(観光商工関係その1)の取扱いについて	
協議項目	協議細目	イベント開催補助金、助成金	イベント開催補助金、助成金
住民団体等へのイベント開催補助金、助成金については、現行のとおり引き継ぎ、必要性、有効性、公平性の観点から、そのあり方について新市において検討する。			
調整の方針		調整の具体的内容	
現 況		斐 川 町	
出 雲 市			
<p>1. 出雲神話まつり</p> <p>(1)目的 出雲市における文化観光事業の一環としてのまつり「出雲神話まつり」を育成し、市民総参加のまつりをめざし、市民の連帯意識を盛り上げ、かつ出雲市の発展、観光振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(2)組織 出雲神話まつり振興会 実行部隊として、振興会の下部組織として実行委員会がある。 会長 出雲市長 長岡 秀人 事務局 出雲市、出雲商工会議所、JAいずも</p> <p>(3)開催経過 平成18年度から始まる。今年度開催で5回目 (4)予算規模(H22年度) 2,400万円 上記の内、出雲市負担金1,500万円</p> <p>(5)開催内容 斐伊川河川敷公園での花火の打ち上げ及び出雲神話夢おどりの披露。</p> <p>(6)開催場所 川跡斐伊川河川敷公園</p> <p>(7)開催時期 8月</p> <p>(8)観覧者数 毎年約10万人</p>	<p>1. 斐川公園つじ祭り 100千円 直江商興会に委託</p> <p>2. 姫の湯まつり 0千円 湯の川温泉6旅館組合で実施、人的支援のみ</p> <p>3. 斐川よさこい祭り 0千円 実行委員会は踊り子チーム、観光協会を主体とする 町は実行委員会事務局から外れた(平成21年度～) 町観光協会補助金5,220千円の内500千円を充てる 町は広告料募集、当日のスタッフとして参加する</p> <p>4. 出雲空港空の日イベント 0千円 町人的支援のみ</p> <p>5. 花の町斐川推進事業チューリップ栽培助成金 500千円 (10aあたり20千円)</p> <p>●斐川町観光協会予算で実施 花の町事業(花壇整備・15事業所にプランター・花の苗配布) ※町人的支援のみ 四大花イベント参加※町人的支援のみ (チューリップ・荒神谷ハス・ひまわり・シクラメン) チューリップ 300千円、シクラメン 100千円観光協会より助成(H21)</p>	<p>住民団体等へのイベント開催補助金、助成金については、現行のとおり引き継ぎ、必要性、有効性、公平性の観点から、そのあり方について新市において検討する。</p>	<p>住民団体等へのイベント開催補助金、助成金については、現行のとおり引き継ぎ、必要性、有効性、公平性の観点から、そのあり方について新市において検討する。</p>

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

観光商工ワーキンググループ No.1300-2

協議項目	各種事務事業(観光商工関係その1)の取扱いについて		協議細目	イベント開催補助金、助成金
調整の方針	住民団体等へのイベント開催補助金、助成金については、現行のとおり引き継ぎ、必要性、有効性、公平性の観点から、そのあり方について新市において検討する。			
現 況		斐 川 町		
出 雲 市	斐 川 町			
<p>2. 神在月出雲全国そばまつり</p> <p>(1)目的 出雲市の特産品である出雲そばを全国にPRし、交流人口の拡大を図るとともにそばを通して新たな地域・産業振興を図る。</p> <p>(2)組織 神在月出雲全国そばまつり実行委員会 実行委員長 出雲商工会議所副会頭 三吉庸善 事務局 出雲市</p> <p>(3)開催経過 平成14年度から始まる。今年度開催で9回目</p> <p>(4)予算規模(H22年度) 1,100万円 上記の内、出雲市(出雲地区ふるさと市町村圏協議会)より450万円</p> <p>(5)開催場所 出雲市役所南側 だんだん広場</p> <p>(6)開催時期 10月30日(土) 10月31日(日) 両日とも10時～17時の開催</p> <p>(7)来場者数 昨年 14,000人</p>				
<p>・斐川フェスティバル 開花期間中 40,000人 平成22年度 イベント期間 35,000人 4月17日・18日</p> <p>・斐川つじ祭 開花期間中 13,000人 平成22年度 イベント期間 5,500人 5月5日</p> <p>・荒神谷ハス祭 開花期間中 38,700人 平成21年度 イベント期間 12,000人</p> <p>・斐川よさこい祭 2,000人 平成21年度</p> <p>・斐川ひまわり祭 中止</p> <p>・斐川シクラメン祭 13,000人</p>				

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

観光商工ワーキンググループ No.1300-3

協議項目	各種事務事業(観光商工関係その1)の取扱いについて	協議細目	イベント開催補助金、助成金
調整の方針	住民団体等へのイベント開催補助金、助成金については、現行のとおり引き継ぎ、必要性、有効性、公平性の観点から、そのあり方について新市において検討する。		
現況		調整の具体的内容	
出雲市	斐川町		
<p>3. 地域イベント支援交付金</p> <p>これまで交付団体に直接交付してきた補助金を、各地域協議会の自主性の尊重と地域の活性化を目的に、平成20年度から、イベント交付金として、各地域協議会へ一括交付。地域協議会で事業内容や運営、予算配分について審議・決定する制度に改正。</p> <p>(1) 各地域で開催されるイベントへの助成。 (平成22年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 出雲地区 720千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・夢フェスタ in いずも支援事業ほか</li> </ul> </li> <li>② 平田地区 10,460千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一式飾保存会補助金、平田まつり補助金ほか</li> </ul> </li> <li>③ 佐田地区 1,509千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スサノオごっこいまつりほか</li> </ul> </li> <li>④ 多伎地区 1,170千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・多伎キララ祭り補助ほか</li> </ul> </li> <li>⑤ 湖陵地区 3,000千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・湖陵どんとこい祭補助ほか</li> </ul> </li> <li>⑥ 大社地区 3,420千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大社ご縁まつりほか</li> </ul> </li> </ul>			

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

観光商工ワーキンググループ No.900-1

協議項目	各種事務事業(観光商工関係その1)の取扱いについて	協議細目	観光施設の使用料及び管理運営
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進や効率的運営について、新市において検討する。</p>		
現 況		調整の具体的内容	
<p><b>■直営施設</b>                      ①JR旧大社駅                      出雲市シルバークルセンター等へ清掃業務等を委託                      H22 予算額:2,000 千円                      ②吉兆館、ご縁(温泉スタンド含む)・みせん広場                      受付職員は臨時雇用。その他清掃等を業務委託                      H22 予算額:17,400 千円                      ③立久恵峡内施設                      &lt;八光園前公衆トイレ、立久恵峡公衆トイレ、街灯、源泉施設&gt;                      清掃、浄化槽管理等を業務委託                      H22 予算額:1,540 千円                      ④湖陵3号源泉                      湖陵地内の温泉利用施設(5施設)が利用する源泉の管理を業務委託                      H22 予算額:3,120 千円</p>	<p><b>■直営施設</b>                      ①湯の川温泉施設管理事業費 4,167 千円                      源泉維持・管理費用                      ②温泉スタンド(道の駅湯の川設置)管理運営費 121 千円                      温泉スタンド備品修繕費                      ③農業公園(斐川町出雲いりすの丘)                      歳出予算=58,922 千円                      内訳 需用費 17,662 千円                      委託料 1,362 千円                      借地料 2,668 千円                      償還金 36,772 千円(～H27)                      その他 458 千円                      歳入予算=16,927 千円                      ※指定管理施設を除く全施設                      (例:パン工房、体験工房、レストラン…)</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進や効率的運営について、新市において検討する。</p>	
<p><b>■指定管理施設</b>                      ①木綿街道交流館                      指定管理者: ひらた中高年者企業組合                      H22 事業予算額: 6,400 千円                      うち指定管理料: 6,300 千円                      ②出雲市国民宿舎「国引荘」                      指定管理者: 株式会社カリス湖陵                      H22 事業予算額: 40,700 千円                      うち指定管理料: 0 円</p>	<p><b>■指定管理施設</b>                      ①道の駅湯の川                      指定管理者: 株式会社特産ひかわ                      H22 事業予算額: 1,000 千円                      うち指定管理料: 1,468 千円                      ②農業公園(斐川町出雲いりすの丘)                      (1)農産物加工房A棟                      指定管理者: ひかわ食品加工(株)                      H22 事業予算額: 0 円                      うち指定管理料: 0 円</p>		

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

観光商工ワーキンググループ No.900-2

協議項目	各種事務事業(観光商工関係その1)の取扱いについて	協議細目	観光施設の使用料及び管理運営
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進や効率的運営について、新市において検討する。		
	現	斐川町	調整の具体的内容
	出雲市		
③道の駅キララ多伎 <地域特産物直売施設、レストラン施設、休憩・情報コーナー、広場、駐車場、ピーチハウス施設、農林水産物直売施設、愛と幸せの鐘施設、パン工房・地域アンテナショップ施設> 指定管理者：株式会社多伎振興 H22事業予算額：2,700千円 うち指定管理料：0円	(2)農産物加工工房B棟 指定管理者：(株)MILまね H22事業予算額：0円 うち指定管理料：0円		
④すさのおの郷 <ゆかり館、スガイ館、味処すさのお、雲海の館> 指定管理者：株式会社すばる企画 H22事業予算額：16,940千円 うち指定管理料：13,500千円	(3)加工工房ハム・ソーゼージ工房 指定管理者：(株)めぐみ H22事業予算額：0円 うち指定管理料：0円		
⑤目田森林公園 <コテージ、パンガロー、オートキャンプ場、管理棟、便所、駐車場、その他アスレチック等> 指定管理者：株式会社すばる企画 H22事業予算額：6,160千円 うち指定管理料：6,000千円	(4)加工工房乳製品工房 指定管理者：(株)ファーストプライズ H22事業予算額：0円 うち指定管理料：0円		
⑥八雲風穴公園 指定管理者：朝原活性化グループ八雲風穴「風太郎」 H22事業予算額：523千円 うち指定管理料：420千円	(5)いりすの丘(温泉施設)(ひかわ美人の湯) 指定管理者：(株)MILまね H22事業予算額：0円 うち指定管理料：0円		

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

観光商工ワーキンググループ No.900-3

協議項目	各種事務事業(観光商工関係その1)の取扱いについて	協議細目	観光施設の使用料及び管理運営
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進や効率的運営について、新市において検討する。		
	現 況	出 雲 市	斐 川 町
⑦いちじく温泉 指 定 管 理 者：株式会社多伎振興 H22 事業予算額：3,460 千円 うち指定管理料：0 円			
⑧見晴らしの丘公園 〈宿泊施設、オートキャンプ場、休憩施設、便所、駐車場、センターハウ ス、交流促進施設〉 指 定 管 理 者：株式会社多伎振興 H22 事業予算額：1,900 千円 うち指定管理料：0 円			
⑨うさぎ森林公園 〈コテージ、オートキャンプ場、うさぎ交流館、夢の森会館(管理棟)、 その他アスレチック等〉 指 定 管 理 者：うさぎ森林公園管理組合 H22 事業予算額：5,680 千円 うち指定管理料：3,650 千円			
⑩出雲市サイクリングターミナル 〈宿泊棟、自転車庫〉 指 定 管 理 者：中央ビルサービス株式会社 H22 事業予算額：4,900 千円 うち指定管理料：0 円			

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

観光商工ワーキンググループ No.900-4

協議項目	各種事務事業(観光商工関係その1)の取扱いについて	協議細目	観光施設の使用料及び管理運営
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進や効率的運営について、新市において検討する。</p>		
現 況		斐 川 町	
<p>①出雲市タツノテビ&lt;(海洋療法)施設 &lt;タツノテビ&gt;-エリア、多目的室、レストラン、宿泊施設&gt; 指 定 管 理 者：株式会社多伎振興 H22 事業予算額：2,450 千円 うち指定管理料：0 円</p> <p>■一般施設 各施設の維持管理を委託により実施</p> <p>①平田 一式飾り常設館 鰐淵寺トイレ・街灯 布勢灘・河下町・別所町トイレ</p> <p>②佐田 八雲風穴 伊秩やすらぎの森・水辺 遊好の里 吐玉の滝</p> <p>③大社 日御碕観光案内所 稲佐の浜ビーチクリーナ 日御碕漁民の森 神門通街灯</p>			<p>■一般施設 斐川三山(高瀬山・仏経山・大黒山) 登山道整備管理</p>
出 雲 市		調整の具 体的 内 容	



# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

観光商工ワーキンググループ No.1800-1

協議項目	各種事務事業(観光商工関係その1)の取扱いについて	協議細目	商工会
調整の方針	<p>新市において組織の一本化が望ましく、そのための調整に努める。 補助金については、合併時から出雲市の例により統一する。</p>		
現 況		斐 川 町	
<p>出雲商工会</p> <p>1. 組織</p> <p>① 会員数: 977名(H22.4.1現在)</p> <p>② 組織率 61.5%(H22.4.1現在)</p> <p>③ 予算規模 140,080千円(22年度当初予算)</p> <p>④ 会費 個人 12,000円～ 法人 21,000円～</p> <p>⑤ 部会 9部会(商業、食品、工業、建設、産業、運輸車両、金融理財、観光、情報サービス、サービス)</p> <p>2. 事業内容</p> <p>① 経営改善普及事業</p> <p>② 地域総合振興事業</p> <p>(1) 総合振興事業</p> <p>(2) 商業・工業・観光振興事業</p> <p>(3) 金融・税務・労務・福利厚生対策事業</p> <p>(4) 青年部・女性部対策事業</p> <p>(5) 情報対策事業</p>	<p>斐川町商工会</p> <p>1. 組織</p> <p>① 会員数 568名(H22.4.1現在)</p> <p>② 組織率 50.8%(H22.4.1現在)</p> <p>③ 予算規模 80,282千円(21年度予算額) うち一般会計 9,440千円</p> <p>④ 会費 個人 3,000円～65,000円 法人 6,000円～120,000円</p> <p>⑤ 部会 4部会(青年、女性、商業サービス、工業)</p> <p>2. 事業内容</p> <p>(1) 経営革新、新分野進出、操業の支援事業</p> <p>(2) 製造業の現況、課題調査と振興計画の策定</p> <p>(3) 商業・サービス業活性化事業</p> <p>(4) 工業活性化事業</p> <p>(5) 人材確保事業</p> <p>(6) 観光振興事業</p>	<p>新市において組織の一本化が望ましく、そのための調整に努める。 補助金については、合併時から出雲市の例により統一する。</p>	
<p>出 雲 市</p>			

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

観光商工ワーキンググループ No.1800-2

協議項目	各種事務事業(観光商工関係その1)の取扱いについて		協議細目	商工会
調整の方針	<p>新市において組織の一本化が望ましく、そのための調整に努める。 補助金については、合併時から出雲市の例により統一する。</p>			
調整の具体的内容		調整の具体的内容		
出	現	斐川町		
<p>3. 補助金</p> <p>① 商工団体支援事業費補助金 18,434 千円</p> <p>内 容: 経営改善普及事業に要する経費の補助 算出基礎: 前々年度の島根県小規模事業経営支援事業費補助金確定額の1/4以内(8市共通)</p> <p>② 商工業務展進事業補助金 970 千円</p> <p>内 容: にぎわい創出、人材育成・販路拡大・調査広報事業に対する補助</p>		<p>3. 補助金</p> <p>① 商工業振興補助金 8,440 千円</p> <p>うち商工会への事業補助金 8,440 千円 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工団体育成強化補助金 8,100 千円</li> <li>前年度の島根県小規模事業経営支援事業費補助金確定額の1/4以内</li> <li>・人材確保推進事業 240 千円</li> <li>・県中小企業団体中央会助成金 100 千円</li> </ul>		

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

観光商工ワーキンググループ No.2400

協議項目		協議細目	工業団地
各種事務事業(観光商工関係その1)の取扱いについて			
調整の方針	出雲市東部工業団地、斐川西工業団地や空き工場などの低・未利用地への企業誘致を図るとともに、新たな企業進出に備え、斐川中央工業団地の整備を検討する。		
現		調整の具体的内容	
出雲市	斐川町		
<b>【工業団地の状況】</b> ①出雲長浜中核工業団地(中小企業基盤整備機構) 分譲済面積 66.4ha、60社(分譲率 100%) ②下古志工業団地 分譲済面積 7.7ha、2社(分譲率 100%) ③東部工業団地 分譲面積 6.0ha 分譲済面積 3.0ha 4社(分譲率 50%)、分譲価格 12,000円/㎡ ④吉原工業団地 分譲済面積 10.5ha、9社(分譲率 100%) ⑤多伎工業団地 分譲済面積 12.2ha、14社(分譲率 100%) ⑥リサイクルプラザ 分譲面積 2.5ha、3社(分譲率 100%) ⑦河下臨海工業団地(県) 分譲面積 7.9ha 分譲済面積 2.8ha、3社(分譲率 35%) ※当面は、未分譲地の残る東部工業団地及び市内の空き工場等を活用した企業誘致、事業拡張の促進を図る。	<b>【工業団地の状況】</b> ①斐川西工業団地 分譲済面積 9.8ha、13社(分譲率 88%) 平成13年から分譲を開始 ②坂田工業団地 分譲済面積 5.8ha、9社(分譲率 86%) 昭和56年から分譲を開始 ③斐川南工業団地 分譲済面積 10ha、2社(分譲率 100%) ④結工業団地 分譲済面積 18ha、1社(分譲率 100%) ⑤上直江工業団地 分譲済面積 23ha、1社(分譲率 100%) ⑥堀切工業団地 分譲済面積 1.7ha、1社(分譲率 100%)	出雲市東部工業団地、斐川西工業団地など既存の工業団地や空き工場などの低・未利用地への企業誘致を図るとともに、新たな企業進出に備え、斐川中央工業団地の整備を検討する。	

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

観光商工ワーキンググループ No.2800

協議項目	各種事務事業(観光商工関係その1)の取扱いについて	協議細目	新産業分野進出及び新産業創出支援
調整の方針	新産業分野への進出及び新産業創出を支援するため、出雲市のみで実施している建設産業新分野進出支援事業、建設産業新分野進出促進事業、新製品等販売促進支援事業については、合併時から新市の事業として実施する。	新産業分野進出及び新産業創出支援	
現 況		調整の具体的内容	
出 雲 市	斐 川 町		
<p>◆建設産業新分野進出支援事業補助金                      県の「建設産業新分野進出支援事業助成金」の交付決定を受けた者のうち、条件を満たす者(市内企業等)が行う新分野進出にかかる取組みに対する補助。                      【対象経費】市場調査、技術開発研究、販路拡大(展示会出展等)等                      【補助率】1/3(上限25万円)                      ※県助成金2/3(上限50万円)</p> <p>◆建設産業新分野進出促進事業補助金                      県の「建設産業新分野進出促進事業助成金」の交付決定を受けた者のうち、条件を満たす者(市内企業等)が行う新分野進出にかかる初期投資経費等に対する補助。                      【対象経費】建物および構築物、機械装置、備品等の購入等                      【補助率】1/6(上限200万円)                      ※県助成金1/3(上限400万円)</p> <p>◆新製品等販売促進支援補助金                      (産業支援センター委託事業)                      新製品等の販売促進事業に対する補助。                      【対象経費】専門家への相談経費                      販路開拓等にかかる宣伝等経費 等                      【補助率】1/2(上限30万円)</p>	<p>該当事業なし</p>	<p>新産業分野への進出及び新産業創出を支援するため、出雲市のみで実施している建設産業新分野進出支援事業、建設産業新分野進出促進事業、新製品等販売促進支援事業については、合併時から新市の事業として実施する。</p>	

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

観光商工ワーキンググループ No.3200

協議項目	各種事務事業(観光商工関係その1)の取扱いについて	協議細目	商工振興補助事業
調整の方針	両市町の補助事業を現行のとおり新市に引き継ぐ。		
	現	斐川町	
	出雲市	調整の具体的内容	
<p>(1)地域商業再生支援緊急対策事業            ・空き店舗対策事業 10,200千円            (改装費1/2家賃2/324ヶ月、平成21年度12件)等実施</p> <p>(2)中心市街地活性化事業費補助金 3,000千円            出雲商工会議所が行う「インキュベーター施設設置運営事業」及び「中心市街地活性化事務局設置運営事業」、中心市街地活性化協議会設置運営事業」に対し補助を行う。</p> <p>(3)各種イベントへの補助            ①夏のセタまつり 650千円            ②夢フェスタ 2,300千円            ③冬のイルミネーション 1,370千円            ④出雲アーケード市            毎月第2第4土曜日開催 1,800千円            中町・扇町商店街</p> <p>(4)アンテナショップいずも運営協議会負担金            ・アンテナショップ開催にかかる負担金            平成21年度 3,587千円 堺 北花田阪急(11月)            せんちゅうパル(3月)</p> <p>(5)平田物産協議会運営費補助金 150千円            (6)島根ふるさとフェア            ①いずもの国実行委員会への負担金            (出雲地区ふるさと市町村圏予算)            ・ブース出展料負担金 1,450千円            ・事務費負担金 出雲市:200千円、            斐川町:50千円            ②職員旅費等 直接支出:288千円</p>	<p>(1)斐川町特産開発振興会関係            ・特産開発振興会事業補助金 275千円            (会員:約30業者 事務所は町に置く)            (内訳)            ①特産開発振興会補助金 200千円            ・道の駅湯の川特産品フェア            ・料理コンテスト            ・チューリップ祭・荒神谷ハス祭・シクラメン祭            ②島根ふるさとフェア出展委託料 75千円            ・ステージ出雲の国PR            ・バスツアー一体験号でのPR</p> <p>(2)島根ふるさとフェア出雲の国実行委員会負担金            (ブース設置ハンフ配布・お買い上げ抽選会場)            出雲市と斐川町で構成 55千円</p>	<p>両市町の補助事業を現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	

## 協議第 37 号

各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 7 月 13 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

### 各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いについて

合併協定項目 24. 各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 成人式  
新市において一堂に会した成人式を 1 月に開催する。
- 2 社会教育関係団体等への補助金  
青少年育成関係団体の補助金については、合併時から出雲市の例により統一し、出雲市のみで実施している社会教育関係団体等への補助金については、合併時から新市の事業として実施する。
- 3 公民館・コミュニティセンター  
現行のとおり新市に引き継ぎ、早期にコミュニティセンター方式に統一するよう調整する。ただし、斐川町中央公民館については、合併時から、文化施設として位置づける。
- 4 ボランティア推進  
両市町で行っているボランティアの推進については合併時から出雲市の例により統一し、出雲市総合ボランティアセンターを拠点として新市全域の総合的なボランティア活動を支援する。

参考資料：別紙のとおり

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

生涯学習ワーキンググループ No.300

協議項目	各種事務事業(生涯学習関係)の取扱いについて		協議細目	成人式
調整の方針		新市において一堂に会した成人式を1月に開催する。		
現		況		
出	雲	斐	川	町
<p>【事業費(H22 予算額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人式、交歓の集い開催費 1,990 千円</li> <li>※新成人による実行委員会形式で開催</li> </ul> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日：成人の日(1月第2月曜日)の前日の日曜日</li> <li>・成人式典(会場：出雲市民会館)11時00分～11時40分</li> <li>市長挨拶、来賓祝辞、恩師からのビデオレター、新成人リレースピーチ、合唱など</li> <li>司会：新成人による実行委員</li> <li>・交歓の集い(会場：出雲市民会館及びびニューエルシティ出雲)11時50分～13時00分</li> <li>軽食(アルコールなし)、歓談</li> </ul> <p>・対象成人数 1,700人(出席者1,200人)</p> <p>・実行委員会 スタッフ15人程度(実行委員会10回程度)</p>		<p>【事業費(H22 予算額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人式、アトラクション、記念品 604 千円</li> <li>※新成人による実行委員会形式で開催</li> </ul> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日：1月10日(日)成人の日の前日の日曜日</li> <li>・成人式典(会場：斐川町中央公民館大ホール)11時～</li> <li>町長挨拶、来賓祝辞、教育長記念品贈呈、新成人(1人)の言葉</li> <li>司会：生涯学習課職員</li> <li>・アトラクション(会場：斐川町中央公民館大ホール)11時30分～</li> <li>新成人有志(14人)による実行委員会を組織し、自ら第2部アトラクションの企画・運営。</li> <li>内容としては、新成人によるダンスパフォーマンス、恩師のトークショーなど実施</li> <li>・写真撮影(会場：町中央公民館)12時30分～(写真代個人負担)</li> <li>・記念品(1,000円/人)</li> <li>・対象成人数330人(出席者270人)</li> <li>・実行委員会 スタッフ15人程度(スタッフ会3回～5回)</li> </ul>		<p>調整の具体的内容</p> <p>①開催日時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1月上旬</li> </ul> <p>②会場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象成人全員を収容する施設を確保</li> </ul> <p>③運営方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新成人による実行委員会組織による運営を引き続き実施</li> </ul>

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

生涯学習ワーキンググループ No.1100

協議項目	各種事務事業(生涯学習関係)の取扱いについて	協議細目	社会教育関係団体等への補助金
調整の方針		青少年育成関係団体の補助金については、合併時から出雲市の例により統一し、出雲市のみで実施している社会教育関係団体等への補助金については、合併時から新市の事業として実施する。	
現		調整の具体的内容	
出	雲 市	斐 川 町	
<p><b>【家庭教育・青少年育成団体名称(H22補助金額)】</b>            ○出雲市青少年育成市民会議            [内容] 市民あげて青少年の健全育成に向け、市民意識高揚活動や青少年の見守り、あいさつ運動等の活動を実施。各地区に地区青少年育成会議(35地区)を設置。            [補助金] 1,300千円</p> <p>○出雲市青少年ネットワーク会議            [内容] 地区あげて青少年育成の総合的推進に向け、子ども会育成にかかわる組織・人脈が連携した地区青少年ネットワーク活動を支援する。            [補助金] 8,000千円</p>	<p><b>【青少年育成関係団体】</b>            ○斐川町青少年健全育成協議会            [内容] 地域ぐるみでの青少年健全育成に向けて、町青少年健全育成協議会(町総務課)が主体となって研修会・講演会、広報・啓発活動、防犯パトロールなどの事業を学校、公民館等と連携・協力により実施。            [予算] 222千円(H21)            各地区組織(7地区組織)への活動助成 210千円            少年の主張斐川町大会助成 5千円</p>	<p>青少年育成関係団体の補助金については、合併時から出雲市の例により統一し、出雲市のみで実施している社会教育関係団体等への補助金については、合併時から新市の事業として実施する。</p>	
<p><b>【社会教育団体等補助金】</b>            ○宍道湖自然館ゴビウス記念事業補助金            [内容] 環境問題をテーマとする事業を開催するにあたり、その事業費補助を行い、学習機会を確保するとともに自然環境保全活動の推進を図る。            [予算] 270千円</p> <p>○市民活動支援事業補助金            [内容] 市民の公益活動団体の自立促進を図り、もって、市民及び市との協働のまちづくりを推進するため、市民自らが地域の課題解決に向けて創意工夫する市民活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。            (補助対象経費の1/2以内、上限200千円)            [予算] 1,800千円</p>			



# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

生涯学習ワーキンググループ No.1200-1

協議項目	各種事務事業(生涯学習関係)の取扱いについて		協議細目	公民館・コミュニティセンター
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、早期にコミュニティセンター方式に統一するよう調整する。ただし、斐川町中央公民館については、合併時から、文化施設として位置づける。</p>			
	現	況		
	出	斐		
	雲	川		
	市	町		
コミュニティセンター	<p>【設置根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育法第20条</li> <li>・出雲市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例</li> <li>・出雲市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則</li> </ul> <p>【役割】</p> <p>社会教育法に定める公民館機能の一層の拡充強化を図るとともに、生涯学習、文化及びスポーツ・レクリエーション活動並びに青少年育成、男女共同参画、人権、福祉、環境保護活動及び自治会活動支援などを行う。</p> <p>また、市政全般の情報収集・提供などの機能も有する。</p> <p>【施設】</p> <p>36センター</p> <p>出雲16 (今市、大津、塩冶、古志、高松、四絡、高浜、川跡、鳶巣、上津、禰原、朝山、乙立、神門、神西、長浜)</p> <p>平田11 (平田、瀬分、国富、西田、鵜淵、久多美、檜山、東、北浜、佐香、伊野)</p> <p>佐田2 (須佐、窪田)</p> <p>多伎1 (多伎)</p> <p>湖陵1 (湖陵)</p> <p>大社5 (大社、荒木、遙埴、日御崎、鶴鷺)</p>	<p>公民館</p> <p>【設置根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育法第20条</li> <li>・斐川町公民館の設置及び管理に関する条例</li> <li>・斐川町公民館規則</li> </ul> <p>【役割】</p> <p>市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(社会教育法第20条)</p> <p>【施設】</p> <p>中央公民館(1館)</p> <p>地区公民館(7館)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庄原、出西、阿宮、伊波野、直江、久木、出東</li> </ul>	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、早期にコミュニティセンター方式に統一するよう調整する。ただし、斐川町中央公民館については、合併時から、文化施設として位置づける。</p>	

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

生涯学習ワーキンググループ No.1200-2

協議項目	各種事務事業(生涯学習関係)の取扱いについて	協議細目	公民館・コミュニティセンター
調整の方針		調整の具体的内容	
現		斐川町	
出雲市	斐川町	調整の具体的内容	
<p>【職員】 出雲市コミュニティセンター運営協議会が雇用。 ・センター長(36名) ・チーフマネジャー(36名) ・マネジャー(83名) ・アシスタント(18名) ※1か月の勤務は16日 計173名</p> <p>【臨時職員】 土日・祝日開館のセンター 年間90日分 土曜・祝日開館のセンター 年間40日分 土日開館のセンター 年間80日分</p> <p>【給与・期末手当】 出雲市コミュニティセンター運営協議会就業規則により支給。 ①給与 ・センター長 2,400千円/年(200千円/月) ・チーフマネジャー 2,160千円/年(180千円/月) ・マネジャー 1,680千円/年(140千円/月) ・アシスタント 6,300円/日 ・臨時職員 6,000円/日 ②期末手当 ・センター長、チーフマネジャー、マネジャー:夏季1か月分、冬季2か月分 ・アシスタント:夏季16日分、冬季32日分</p>	<p>【職員】 教育長の推薦により教育委員会が任命 ・館長(7名)・非常勤特別職 各地区館長が推薦し斐川町公民館協議会が任命 ・主事(7名) ・主事補(7名) ※1か月の勤務は15日 各地区館長が推薦し雇用 ・警備員(7名) ※斐川町地区公民館職員の雇用及び服務に関する規程</p> <p>【臨時職員】 配置していない</p> <p>【給与・期末手当】 地区公民館運営費(会計:生涯学習課) ①給与 ・館長 720千円/年(60,000円/月) ・主事 1,800千円/年(150,000円/月) ・主事補 1,080千円/年(6,000円/日×15日×12か月) ・警備員 750円/日 ②期末手当 ・主事 夏季75千円(0.5か月)、冬季75千円(0.5か月) ※斐川町地区公民館職員の給与に関する規程により支給(公民館協議会会計より支出)</p>		

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

生涯学習ワーキンググループ No.1200-3

協議項目	各種事務事業(生涯学習関係)の取扱いについて		協議細目	公民館・コミュニティセンター
	出雲市	斐川町		
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、早期にコミュニティセンター方式に統一するよう調整する。ただし、斐川町中央公民館については、合併時から、文化施設として位置づける。			
	現況			
	出雲市	斐川町		
【予算】	<p>出雲市コミュニティセンター運営協議会委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費:給与、期末手当、共済費 474,193 千円</li> <li>・運営補助金:事務費、専門部等研修費、団体育成費、土日祝日対応臨時職員雇用補助 61,037 千円</li> <li>・事務局費:6,770 千円</li> </ul> <p>計 542,000 千円</p>	<p>【予算】</p> <p>斐川町公民館協議会補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費補助:給与、期末手当、共済費 24,900 千円</li> <li>・運営費補助:学習活動、管理運営費補助、女性部補助、花いっぱい運動推進補助 3,248 千円</li> <li>・地区公民館運営費: 6,864 千円</li> </ul> <p>計 35,012 千円</p>		
【事業運営費】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度 施設維持管理予算 (76,800 千円)</li> <li>・平成 22 年度 施設改修予算 (13,400 千円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度 地区公民館運営費予算 (4,369 千円)</li> <li>・平成 22 年度 施設改修(工事費)予算 (15,749 千円)</li> </ul>		
【平成 22 年度施設整備予定】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四絡コミュニティセンター整備事業</li> <li>・須佐コミュニティセンター等整備事業</li> <li>・塩治コミュニティセンター駐車場整備事業</li> </ul> <p>(出雲市土地開発公社委託事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿宮公民館庭アスファルト工事</li> <li>・出西公民館多目的広場整備工事</li> <li>・出東公民館屋根改修工事</li> </ul>		

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

生涯学習ワーキンググループ No.1200-4

協議項目	各種事務事業(生涯学習関係)の取扱いについて		協議細目	公民館・コミュニティセンター
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、早期にコミュニティセンター方式に統一するよう調整する。ただし、斐川町中央公民館については、合併時から、文化施設として位置づける。			
出雲市		斐川町		
現		況		
○事業 【交付金】 ・出雲市コミュニティセンター自主企画事業交付金(34,000千円) <対象事業> ①生涯学習、文化、スポーツ・レクリエーション等の学習、集会、イベント等の事業 ②子育て及び青少年健全育成の支援事業並びに学校教育活動への支援。 ③健康・福祉の増進、環境浄化及び安全確保の推進事業。	○事業 【委託事業】 ・放課後子ども教室推進事業 【補助事業(7館)】 ・学習活動及び管理運営費補助金 ・公民館女性部補助金 ・花いっぱい運動推進補助 【独自事業】 ・公民館職員研修 ・リサイクル活動 ・ボランティア活動 (健康づくりのための地域人的資源活用・高齢者対象) ・青少年の健全育成活動 ・その他 ※斐川町公民館協議会規約により地区公民館の円滑な運営、生涯学習と地域づくり事業・相互の連絡調整を実施。協議会の会計あり。公民館協議会補助金、公民館の負担金、その他の収入で運営			

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

生涯学習ワーキンググループ No.3400

協議項目		協議細目	調整の具体的内容
各種事務事業(生涯学習関係)の取扱いについて		ボランティア推進	
調整の方針		両市町で行っているボランティアの推進については合併時から出雲市の例により統一し、出雲市総合ボランティアセンターを拠点として新市全域の総合的なボランティア活動を支援する。	
現		況	
出雲市		斐川町	
<p>○施設 出雲市総合ボランティアセンター(直営) ※出雲体育館の一部使用 【施設の概要】 ・ボランティアルーム1室 160㎡ ・談話室(和室)1室 40㎡ ・事務室(出雲体育館の指定管理者と共用) 50㎡ ※施設使用料は無料</p> <p>○職員 出雲市総合ボランティアセンター職員 ・センター長 1名(非常勤特別職) ・副センター長 2名(非常勤特別職) ・指導員 2名(嘱託職員) ・臨時職員 2名 ・本庁 文化環境都市民活動支援課 2名兼務</p> <p>○事業 ボランティアに関する情報の収集及び紹介 ・ボランティアに関する人材の育成 ・ボランティアセンターの施設及び付属設備の提供 ・ボランティア活動の推進に関する事業 ・災害ボランティアセンターに関する事業</p> <p>○予算 8,470千円(平成22年度)</p>	<p>○施設 なし</p> <p>○職員 専任担当職員なし 事務兼任(社会教育指導員)</p> <p>○事業 ・斐川町体験活動・ボランティア活動支援センター運営 ・体験活動・ボランティア活動支援事業 ・託児ボランティア支援事業</p> <p>○予算 10千円(平成22年度)</p>	<p>○職員 出雲市の例により統一する。</p> <p>○施設 出雲市の例による。</p> <p>○事業 出雲市の例により統一する。</p> <p>○使用料・手数料 出雲市の例による。</p>	

## 協議第 38 号

各種事務事業（文化・スポーツ関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 7 月 13 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

### 各種事務事業（文化・スポーツ関係）の取扱いについて

合併協定項目 24. 各種事務事業（文化・スポーツ関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

#### 【社会体育事業】

- 1 体育協会、スポーツ少年団本部  
関係団体の意向、組織体制等を踏まえ、統合に向け、情報提供、意見調整等の支援を行う。
- 2 体育諸団体運営費補助金  
体育協会、スポーツ少年団本部への補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに統一する。
- 3 社会体育施設使用料  
現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに、出雲市の例により算定基準を統一する。
- 4 スポーツ大型イベント事業  
両市町で行っているスポーツ大型イベント事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

#### 【芸術文化事業】

- 5 芸術文化諸団体補助金等  
芸術文化諸団体補助金等については、現行のとおりとし、斐川地域への補助金については、合併時から出雲市の例により実施する。

6 文化財保存事業

文化財の保存については、合併時から出雲市の例により補助金方式で実施する。

7 指定文化財

斐川町指定の文化財を新市指定の文化財として引き継ぐ。

8 大会参加激励金・大会派遣費補助金

スポーツ大会参加激励金については、出雲市の例により統一し、出雲市のみで実施している文化大会参加激励金、小・中学生各種大会派遣費補助金については、合併時から新市の事業として実施する。

参考資料：別紙のとおり

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

文化・スポーツワーキンググループ No.1200

協議項目	各種事務事業(文化・スポーツ関係)の取扱いについて	協議細目	体育協会
調整の方針	関係団体の意向、組織体制等を踏まえ、統合に向け、情報提供、意見調整等の支援を行う。		
	<b>現 況</b>	<b>調整の具体的内容</b>	
	<b>出 雲 市</b>	<b>斐 川 町</b>	
調整の方針	<p>出雲市体育協会(平成22年度)</p> <p>【役員組織】</p> <p>会長 1名 副会長 6名以内 専務理事 1名 常務理事 5名以内 理事 20名~30名 監事 3名</p> <p>【加盟団体】</p> <p>①競技団体 43団体 ②学校体育団体 3団体 ③支部体協 6支部 地区体育協会 36地区 ④少年スポーツ団体 1団体</p> <p>【事務局】</p> <p>NPO 法人出雲スポーツ振興21 NPO 職員 3名(兼務) 市職員 2名(兼務)</p>	<p>斐川町体育協会(平成22年度)</p> <p>【役員組織】</p> <p>会長 1名 副会長 2名 専務理事 1名 常務理事 1名 理事 10名以上15名以内 監事 2名</p> <p>【加盟団体】</p> <p>①競技団体 20団体 ②学校体育団体 無し ③地区体育協会 6団体 ④少年スポーツ団体 無し</p> <p>【事務局】</p> <p>NPO 斐川町体育協会 体協職員 1名(常勤)1名(臨時職員)</p>	<p>関係団体の意向、組織体制等を踏まえ、統合に向け、情報提供、意見調整等の支援を行う。</p>



# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

文化・スポーツワーキンググループ No.1400

協議項目	各種事務事業(文化・スポーツ関係)の取扱いについて	協議細目	スポーツ少年団本部
調整の方針	関係団体の意向、組織体制等を踏まえ、統合に向け、情報提供、意見調整等の支援を行う。		
	<b>現 況</b>	<b>斐 川 町</b>	<b>調 整 の 具 体 的 内 容</b>
出雲市スポーツ少年団本部(平成21年度)	<p>【本部長】 久家 彰</p> <p>【事務局】 NPO 法人出雲スポーツ振興21 団体職員 4名(兼務) 市職員 2名(兼務)</p> <p>【登録者】 ①単位団(16競技・76単位団)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・剣道 17団</li> <li>・軟式野球 21団</li> <li>・硬式野球 2団</li> <li>・バレーボール 4団</li> <li>・サッカー 7団</li> <li>・柔道 2団</li> <li>・バドミントン 5団</li> <li>・卓球 3団</li> <li>・馬術 2団</li> <li>・総合 3団</li> <li>・ドッジボール 1団</li> <li>・ミニバスケットボール 5団</li> <li>・ボクシング 1団</li> <li>・空手道 1団</li> <li>・ソフトテニス 1団</li> <li>・リレー大会 1団</li> </ul> <p>②指導者 375人 ③団員 1,853人</p>	<p>斐川町スポーツ少年団本部(平成21年度)</p> <p>【本部長】 青木充之教育長</p> <p>【事務局】 生涯学習課 町職員 1名(兼務)</p> <p>【登録者】 ①単位団(10競技・28単位団)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・剣道 4団</li> <li>・野球 4団</li> <li>・バレーボール 4団</li> <li>・サッカー 4団</li> <li>・バスケットボール 6団</li> <li>・ミニバスケット(小学生) 4団</li> <li>・ジュニアバスケット(中学生) 2団</li> <li>・バドミントン 1団</li> <li>・卓球 1団</li> <li>・なぎなた 1団</li> <li>・ダンス 1団</li> <li>・ドッジボール 2団</li> </ul> <p>②指導者 254人 ③団員 703人</p>	<p>関係団体の意向、組織体制等を踏まえ、統合に向け、情報提供、意見調整等の支援を行う。</p>

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

文化・スポーツワーキンググループ No.1600

協議項目		各種事務事業(文化・スポーツ関係)の取扱いについて		協議細目	体育諸団体運営費補助金
調整の方針		体育協会、スポーツ少年団本部への補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに統一する。			
調整の具体的内容					
現況		斐川町			
出雲市					
<p>①出雲市体育協会 補助金額：27,864千円(1本部6支部) (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市スポーツ大会開催事業 9,747千円 競技団体が開催する全市を対象とする大会の事業費補助</li> <li>・広域大会開催地補助事業 813千円 競技団体が市内で開催する広域大会(出雲市を超える規模)の事業費補助</li> <li>・出雲市選手強化重点事業 786千円 特定種目(3種目)の選手強化事業費補助(強化合宿等)</li> <li>・本部・支部活動費補助事業 16,518千円 (うち本部・支部事務局運営費 2,769千円)</li> </ul>	<p>①NPO法人斐川町体育協会 補助金額 2,900千円 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町体協運営補助金 950千円</li> <li>・町体協職員配置補助金 1,680千円</li> <li>・町一周ウォーク補助金 270千円</li> </ul>				<p>体育協会、スポーツ少年団本部への補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに統一する。</p>
<p>②出雲市スポーツ少年団本部 補助金額：5,000千円(1本部4支部) (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部、支部活動費補助金 4,000千円 (うち事務局運営費 500千円)</li> <li>・種目別交流事業補助金 1,000千円 種目毎の交流事業に対する補助金</li> </ul>	<p>②斐川町スポーツ少年団本部 補助金額 2,505千円 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者協議会活動補助金 2,405千円</li> <li>・種目別交歓大会等事務局費 100千円</li> </ul>				

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

文化・スポーツワーキンググループ No.2100-1

協議項目	各種事務事業(文化・スポーツ関係)の取扱いについて	協議細目	社会体育施設使用料
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに、出雲市の例により算定基準を統一する。</p>		
現 況		斐 川 町	調 整 の 具 体 的 内 容
<p>利用料については、合併時に施設規模に応じて統一</p> <p>①「出雲市スポーツ施設条例」該当施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出雲体育館</li> <li>出雲市プール</li> <li>古志スポーツセンター</li> <li>榊原運動広場</li> <li>出雲市西部体育館</li> <li>平田体育館</li> <li>平田テニスコート</li> <li>平田ニュースポーツ広場</li> <li>佐田スポーツセンター</li> <li>多伎体育館</li> <li>多伎勤労者体育センター</li> <li>多伎多目的運動公園</li> <li>多伎シーサイド運動公園</li> <li>湖陵体育センター</li> <li>湖陵運動広場</li> <li>大社健康スポーツ公園</li> </ul> <p>②「都市公園条例」該当施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長浜中央公園</li> <li>平田愛宕山野球場</li> <li>平田愛宕山プール</li> <li>平田愛宕山庭球場</li> </ul>	<p>施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町立第1体育館</li> <li>町立第2体育館</li> <li>アクティビィかわ体育館</li> <li>斐川公園管理棟</li> <li>野球場、テニスコート、広場等</li> </ul>	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに、出雲市の例により算定基準を統一する。</p> <p>スポーツ施設 管理運営・使用料等比較表 (公園内のスポーツ施設も含む) ・・・別紙のとおり</p>	

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

文化・スポーツワーキンググループ No.2100-2

協議項目	各種事務事業(文化・スポーツ関係)の取扱いについて	協議細目	社会体育施設使用料
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに、出雲市の例により算定基準を統一する。</p>		
現 況		斐 川 町	
<p>③各施設の設置及び管理に関する条例            サン・アビリティーズいずも            出雲健康公園            平成スポーツ公園            出雲アカデミロッチ            平田スポーツ公園            宍道湖公園            出雲市平田 B&amp;G 海洋センター</p>			
		調 整 の 具 体 的 内 容	

スポーツ施設 管理運営・使用料等比較表

種別	管理者	規模・規格等	施設名称	施設面積	条例	使用期間等			運営形態
						使用期間	使用時間	備考	
体育館	出雲市	1300㎡以上	平田体育館	1,355㎡	出雲市スポーツ施設条例	通年	9:00～22:00	市長が認めた場合、変更することができる。	指定管理
		660～1299㎡	出雲体育館	877㎡					
			佐田スポーツセンター	989㎡					
			湖陵体育センター	906㎡					
			多伎体育館	1,050㎡					
			古志スポーツセンター	720㎡					
			大社健康スポーツ公園	868㎡					
		サン・アビリティーズいずも	735㎡	サン・アビリティーズいずも設管条例					
	659㎡以下	出雲西部体育館	638㎡	出雲市スポーツ施設条例	直営				
	斐川町	1300㎡以上	町立第1体育館	1320㎡	斐川町立体育館設管条例	通年	9:00～22:00	教育委員会が認めた場合、変更することができる。	指定管理
660～1299㎡		町立第2体育館	1058㎡	アクティーひかわ体育館設管条例	休館日 8/13～8/15 12/30～1/3				
		アクティーひかわ体育館	1015㎡						
659㎡以下		アクティーひかわ多目的ホール	ステージ 93㎡	アクティーひかわ設管条例	休館日 8/13～8/15 12/30～1/3				
テニスコート	出雲市	砂入り人工芝	平成スポーツ公園(テニスコート)	3面	平成スポーツ公園設管条例	通年	5月～10月 9:00～22:00 11月～4月 9:00～17:00	市長が認めた場合、変更することができる。	指定管理
			真幸ヶ丘公園(テニスコート)	8面	出雲市都市公園条例	休館日 12/30～1/4	4/1～10/31 9:00～22:00 11/1～3/31 9:00～18:00		
			湖陵総合公園(テニスコート) (2面でフットサルコートとして利用可能)	4面		通年	4/2～10/31 日曜日等 7:00～22:00 その他の日 8:30～22:00 11/1～4/1 8:30～17:30		
		上記以外	一の谷公園(テニスコート)	4面		通年	12/1～2/28 夜間照明使用不可		
			大社健康スポーツ公園(テニスコート)	4面	出雲市スポーツ施設条例	通年	9:00～22:00 (照明がない施設は日没まで)		
			平田テニスコート	2面					
	平田愛宕山庭球場		2面						
	佐田スポーツセンター(テニスコート)	1面							
	斐川町	砂入り人工芝	斐川公園(テニスコート)	2面	斐川町都市公園条例	休園日 12/30～1/4	6・7・8月 6:00～20:30 上記以外 8:00～19:00	町長が認めた場合、変更することができる。	指定管理
			上記以外	斐川公園(テニスコート) (ハレーコート兼用)	2面				
	野球場	出雲市	10,000㎡以上 公式戦可能	平田愛宕山野球場	出雲市都市公園条例	通年	8:30～日没	市長が認めた場合、変更することができる。	指定管理
				湖陵総合公園(野球場)			4/2～10/31 日曜日等 7:00～22:00 その他の日 8:30～22:00 11/1～4/1 8:30～17:30		
9,999㎡以下 公式戦不可			稗原運動広場	出雲市スポーツ施設条例	9:00～22:00				
9,999㎡以下 施設整備不十分		平成スポーツ公園(野球場)	平成スポーツ公園設管条例	5月～10月 9:00～22:00 11月～4月 9:00～17:00					
		斐伊川河川敷公園(野球場)	出雲市都市公園条例	終日					
斐川町		10,000㎡以上 公式戦可能	斐川公園(野球場)	斐川町都市公園条例	休園日 12/30～1/4	6・7・8月 6:00～20:30 上記以外 8:00～19:00	町長が認めた場合、変更することができる。	指定管理	

種別	管理者	規模・規格等	使用料・利用料						
			区分	単位	基本料金	照明料	備考	その他使用料	
体育館	出雲市	1300㎡以上	占用使用 個人使用	1時間 1人 1時間	1,500円 100円	基本料金に含む	半面使用は1/2 営利目的は3倍額		
		660 ～1299㎡	占用使用 個人使用	1時間 1人 1時間	1,000円 100円	基本料金に含む	半面使用は1/2 営利目的は3倍額	○出雲体育館 大集会場・玄関前庭 1,000円/時間 石油ストーブ 100円/時間/1台 イベント電気料 時価 ○古志スポーツセンター ミーティングルーム・軽運動室 占用 300円/時間 個人 100/時間	
		659㎡以下	占用使用 個人使用	1時間 1人 1時間	500円 100円	基本料金に含む	半面使用は1/2 営利目的は3倍額		
	斐川町	1300㎡以上	占用使用	1時間	630円	半灯:1,890円/時間 全灯:3,150円/時間	半面使用は1/2 営利目的は5倍額 ※平日割引(9:00～17:00)	放送設備 2,520円/回 キャブリー・ステージ・体育室 315円/時間	
		660 ～1299㎡				※平日割引(9:00～17:00) (指定管理者の努力による) 基本料金免除、照明料のみ	(指定管理者の努力による) 3・4時間⇒2時間分 5・6時間⇒3時間分 7・8時間⇒4時間分		
		659㎡以下	占用使用	1時間	1,000円	1,575円/時間	半面使用は1/2 営利目的は2倍額	冷暖房使用料1,000円 ピアノ1,260円/回、映写機375円/時間 音響375円/時間、可動席200円/時間 控室250円、会議室・研修室370円 特別会議室500円	
	テニスコート	出雲市	砂入り 人工芝	一般 高校生 中学生以下	1面 1時間	400円	500円/時間	営利目的は3倍額	
					1面 1時間	300円	380円/時間		
					1面 1時間	200円	610円/時間		
上記以外		無料	380円/時間	営利目的は2倍額					
			無						
			無						
斐川町	砂入り 人工芝 上記以外	一般 高校生 中学生以下	1面 1時間	300円	無	営利目的は2倍額			
			1面 1時間	200円					
			1面 1時間	50円					
野球場	出雲市	10,000㎡以上 公式戦可能		1時間	1,500円	無 全体 6,120円/時間 部分 5,100円/時間	営利目的は3倍額		
		9,999㎡以下 公式戦不可		1時間	1,000円	3,000円/時間 6,000円/時間	営利目的は3倍額	放送施設 1,000円/1回	
		9,999㎡以下 施設整備 不十分			無料	無			
	斐川町	10,000㎡以上 公式戦可能	一般 高校生 中学生以下 アマチュアスポーツ以外 野球以外(非営利)	1時間	2,620円 1,570円 520円 10,500円 3,150円	無	営利目的は2倍額	本部席冷暖房 200円/時間 会議室 290円/時間	

種別	管理者	規模・規格等	施設名称	面積	条例	使用期間等			運営形態
						使用期間	使用時間	備考	
多目的広場	出雲市	照明有	真幸ヶ丘公園(多目的広場)	12,000㎡	出雲市都市公園条例	休館日 12/30～1/4  通年  休日 12/30～1/4  通年  休日 12/30～1/4  通年	4/1～10/31 9:00～22:00	市長が認めた場合、変更することができる。	指定管理
			佐田スポーツセンター(運動広場)	12,029㎡	出雲市スポーツ施設条例		11/1～3/31 9:00～18:00		
		照明無 施設整備比較的良好	平田ニュースポーツ広場	5,124㎡	出雲市スポーツ施設条例		9:00～22:00		
			古志スポーツセンター(多目的広場)	8,100㎡	出雲市スポーツ施設条例		9:00～日没		
			宍道湖公園(多目的グラウンド)	11,600㎡	宍道湖公園設管条例		8:30～日没		
			湖陵総合公園(多目的広場)	11,500㎡	宍道湖公園設管条例		9:00～17:00		
		照明無 施設整備不十分	一の谷公園(自由広場)	4,860㎡	出雲市都市公園条例		4/2～10/31 日曜日等 7:00～17:30		
			斐伊川河川敷公園(多目的広場)	19,600㎡	出雲市都市公園条例		その他の日 8:30～17:30		
			斐伊川河川敷公園(自由広場)	28,400㎡	出雲市都市公園条例		11/1～4/1 8:30～17:30		
			南都ふるさと広場(多目的広場)	2,340㎡	出雲市普通公園条例		終日		
	朝山森林公園		7,700㎡	出雲市普通公園条例	終日				
	大社健康スポーツ公園		6,000㎡	出雲市普通公園条例	終日				
	多枝シーサイド運動公園	8,250㎡	出雲市スポーツ施設条例	9:00～日没	直営				
		多枝多目的運動場	739㎡	出雲市スポーツ施設条例		9:00～日没			
		多枝多目的運動場	739㎡	出雲市スポーツ施設条例		9:00～日没			
斐川町	照明無	アクティひかわ(多目的広場)	1,517㎡	アクティひかわ設管条例	休館日 8/13～8/15 12/30～1/3	9:00～22:00	教育委員会が認めた場合、変更することができる。	指定管理	
		斐川公園(多目的広場)	6,492㎡	斐川町都市公園条例	休館日 12/30～1/4	6・7・8月 6:00～20:30 上記以外 8:00～19:00			
		斐川公園(自由広場)	5,167㎡	斐川町都市公園条例	通年	終日			
ニュースポーツ競技場	出雲市	グラウンドゴルフ場	平成スポーツ公園(グラウンドゴルフ場)	平成スポーツ公園設管条例	通年	5月～10月 9:00～19:00 11月～4月 9:00～17:00	市長が認めた場合、変更することができる。	指定管理	
			ターゲットバードゴルフ場	斐伊川河川敷公園(ターゲットバードゴルフ場)	出雲市都市公園条例	通年			終日
		ゲートボール場	真幸ヶ丘公園(ゲートボール場)	出雲市都市公園条例	休館日 12/30～1/4	4/1～10/31 9:00～22:00 11/1～3/31 9:00～18:00			
			平成スポーツ公園(ゲートボール場)	平成スポーツ公園設管条例	通年	5月～10月 9:00～22:00 11月～4月 9:00～17:00			
			湖陵運動広場(ゲートボール場)	出雲市スポーツ施設条例	通年	9:00～22:00			
		多枝町ふれあい広場	出雲市普通公園条例	通年	8:00～22:00	直営			
		サッカー場	出雲市	天然芝	出雲健康公園(天然芝生多目的広場)	出雲健康公園設管条例			5月～11月
長浜中央公園(天然芝生多目的広場)	出雲市都市公園条例				5月～11月	9:00～日没			
武道場	出雲市	相撲場	一の谷公園(相撲場)	出雲市都市公園条例	通年	終日	市長が認めた場合、変更することができる。	指定管理	
			愛宕山公園(相撲場)	出雲市都市公園条例	通年	終日			
		弓道場	一の谷公園(弓道場)	出雲市都市公園条例	通年	9:00～22:00			
			佐田スポーツセンター(弓道場)	出雲市スポーツ施設条例	通年	9:00～22:00			
柔道場	サン・アビリティーズいずも(柔道場)	サン・アビリティーズいずも設管条例	通年	9:00～22:00	指定管理				
プール	出雲市	50m公認9コース	平田愛宕山プール	出雲市都市公園条例	7月・8月	9:00～19:00	市長が認めた場合、変更することができる。	指定管理	
			出雲プール	出雲市スポーツ施設条例					
その他施設	出雲市	野球場等	出雲健康公園(出雲ドーム)	出雲健康公園設管条例	通年	9:00～22:00(占有使用は6:00～) 見学 9:00～17:00	市長が認めた場合、変更することができる。	指定管理	
			出雲健康公園(少年野球場、ソフトボール場)	出雲健康公園設管条例	通年	9:00～17:00			
		スケートボード	出雲健康公園(スケートボード場)	出雲健康公園設管条例	通年	9:00～日没			
		クラブハウス入浴施設	出雲健康公園(クラブハウス)	出雲健康公園設管条例	定休日 火曜日	10:00～22:00			
		アイススケート	宍道湖公園(湖遊館)	宍道湖公園設管条例	定休日 火曜日	スケートリンク時 10:00～19:00 スケートリンク以外 10:00～17:00			
		陸上競技場サッカー場	平田スポーツ公園(陸上競技場)	平田スポーツ公園設管条例	通年	陸上競技場 9:00～21:30 セントラルハウス 9:00～22:00			
		海洋センター	平田B&G海洋センター(P301、ローボート、ベアカヌー、カヌー、セイルボート)	平田B&G海洋センター設管条例	定休日 火曜日	10:00～18:00			
		宿泊施設	出雲国際交流会館宿泊研修棟(アカデミーロッヂ)	出雲国際交流会館設管条例	休館日 12/30～1/4	終日			
斐川町	クラブハウス	斐川公園(クラブハウス)	斐川町都市公園条例	休館日 12/30～1/4	6・7・8月 6:00～20:30 上記以外 8:00～19:00	町長が認めた場合、変更することができる。	運営形態		
		斐川公園(バーベキューハウス)	斐川町都市公園条例	休館日 12/30～1/4	6・7・8月 6:00～20:30 上記以外 8:00～19:00				

種別	管理者	規模・規格等	使用料・利用料						
			区分	単位	基本料金	照明料	備考	その他使用料	
多目的広場	出雲市	照明有		1時間	500円	2,850円/時間 1,500円/時間	営利目的は3倍額		
		照明無 施設整備 比較的良好		1時間	500円	無	営利目的は3倍額		
		照明無 施設整備 不十分			無料	無			
	斐川町	照明無			無料	無			
ニュースポーツ競技場	出雲市	グラウンドゴルフ場		1人 1回	100円	無	営利目的は3倍額		
		ターゲットパド ゴルフ場			無料	無			
		ゲートホール場			無料	100円/時間			
				1時間	100円	100円/時間	営利目的は3倍額		
		1時間	250円	100円/時間	営利目的は3倍額 ※屋根付き				
サッカー場	出雲市	天然芝	占用使用	一般 全面 1時間 2,000円 半面 1時間 1,000円 高校生 全面 1時間 1,500円 半面 1時間 750円 中学生以下 全面 1時間 1,000円 半面 1時間 500円	全面 5,500円/時間 半面 2,750円/時間 無	営利目的は3倍額 会場準備・撤去は1/2			
武道場	出雲市	相撲場			無料				
		弓道場							
		柔道場	占用使用 個人使用	1時間 1人 1時間	300円 100円	使用料に含む	半面使用は1/2 営利目的は3倍額	研修室、教養文化室、視聴覚室、録音室 →別途料金設定あり	
プール	出雲市	50m公認 9コース	占用使用	1時間	3,000円				
			個人使用	大人	1回 2時間	300円	無	団体使用(20人以上) 2割引 営利目的は3倍額	
				高校生	1回 2時間	150円			
				中学生以下	1回 2時間	100円			
				入場者	1回 2時間	100円			
その他施設	出雲市	野球場等	下記のとおり						
			一般	1時間	1,500円				
			高校生 中学生以下	1時間 1時間	1,000円 750円	無			
		スケートボード			無料				
		クラブハウス 入浴施設	下記のとおり						
		アイススケート	下記のとおり						
		陸上競技場 サッカー場	トラック占用 フィールド占用	1時間 1時間	1,050円 1,050円	1,050円/時間	営利目的は2倍額 出雲市民以外の使用は2倍額	セントラルハウス、備品等使用料 →別途料金設定あり	
		海洋センター	小中学生 高校・一般	1人 1時間 1人 1時間	150円 260円				
		宿泊施設	一般	1人 1泊	1,000円		高校以下の料金は市内に拠点を有する団体に適用		
			高校生及び引率者	1人 1泊	500円				
			中学生以下	1人 1泊	300円				
斐川町	クラブハウス			無料					
	バーベキュー ハウス		1基	500円					



出雲健康公園

○出雲ドーム

①アマチュアスポーツ使用の場合(5人以上の団体)

使用時間	入場料を徴収しない			入場料を徴収する		
	中学生以下	高校生	中学生以下 高校生	一般 スポーツ団体等	その他	一般 スポーツ団体等 その他
6:00 ~ 8:00	3,000	4,000	5,000	6,000	21,000	11,000
9:00 ~ 12:00	4,500	6,000	7,500	9,000	31,500	16,500
13:00 ~ 15:00	3,000	4,000	5,000	6,000	21,000	11,000
15:00 ~ 17:00	3,000	4,000	5,000	6,000	21,000	11,000
18:00 ~ 20:00	3,000	4,000	5,000	6,000	21,000	11,000
20:00 ~ 22:00	3,000	4,000	5,000	6,000	21,000	11,000
9:00 ~ 17:00	10,500	14,000	17,500	21,000	73,500	38,500
13:00 ~ 22:00	12,000	16,000	20,000	24,000	84,000	44,000
9:00 ~ 22:00	15,000	20,000	25,000	30,000	105,000	55,000
特別のうち上記以外の区分で時間につき	1,500	2,000	2,500	3,000	10,500	5,500
帯で時間につき	1,800	2,400	3,000	3,600	12,600	6,500

※ 平日以外の日に使用する場合、2割増  
※ 会場の準備、撤去で使用する場合は1/2の金額

②アマチュアスポーツ以外に使用する場合

使用時間	入場料を徴収しない			入場料を徴収する		
	式典 集会	見本市 展示会	音楽・芸能・ブ ロスポート等 の興行	式典 集会	見本市 展示会	音楽・芸能・ブ ロスポート等 の興行
6:00 ~ 8:00	21,000	26,000	31,000	61,000	76,000	91,000
9:00 ~ 12:00	31,500	39,000	46,500	91,500	114,000	136,500
13:00 ~ 15:00	21,000	26,000	31,000	61,000	76,000	91,000
15:00 ~ 17:00	21,000	26,000	31,000	61,000	76,000	91,000
18:00 ~ 20:00	21,000	26,000	31,000	61,000	76,000	91,000
20:00 ~ 22:00	21,000	26,000	31,000	61,000	76,000	91,000
9:00 ~ 17:00	73,500	91,000	108,500	213,500	266,000	318,500
13:00 ~ 22:00	84,000	104,000	124,000	244,000	304,000	364,000
9:00 ~ 22:00	105,000	130,000	155,000	305,000	380,000	455,000
特別のうち上記以外の区分で時間につき	10,500	13,000	15,500	30,500	38,000	45,500
帯で時間につき	12,600	15,600	18,600	36,600	45,600	54,600

※ 平日以外の日に使用する場合、2割増  
※ 会場の準備、撤去で使用する場合は1/2の金額

※ 物品販売、宣伝等営利を目的とする場合は、「入場料を徴収する」に区分される

③個人使用料 中学以下 50円 その他 100円

④照明使用料(30分) 全部点灯 4,500円 1/2点灯 3,750円 1/4点灯 3,000円

⑦附属設備、備品、見学料、広告使用料 別途料金設定あり。

○クラブハウス

①トレーニングルーム(1時間)

個人使用: 一般 200円 高校生 150円 小学生 100円 占用使用: 1500円

②入浴施設(1人1回) 高校生及び60歳以上 300円 小中学生 200円 (別途、会員券、回数券あり)  
一般 500円

○宍道湖公園(湖遊館)

区分	区別	中学生以下		高校生・大学生		一般
		1人1回	回数券(11回)	600	800	
個人	平日	10:00~17:00 に入場	1人1回	10:00~17:00 に入場	600	1,100
	平日以外	17:00~19:00 に入場	1人1回	17:00~19:00 に入場	400	800
団体 20人以上	平日	10:00~17:00 に入場	1人1回	10:00~17:00 に入場	600	1,100
	平日以外	17:00~19:00 に入場	1人1回	17:00~19:00 に入場	6,000	11,000
スケート リンク時	平日	10:00~17:00 に入場	1人1回	10:00~17:00 に入場	500	1,000
	平日以外	17:00~19:00 に入場	1人1回	17:00~19:00 に入場	300	700
占用	平日	貸切り	1回につき	貸切り	500	1,000
	平日以外	10:00~17:00 1時間当たり	1時間当たり	10:00~17:00 1時間当たり	17,850	11,550
スケート リンク以外 市長が特別のイベントを行う場合	平日	17:00~19:00 1時間当たり	1時間当たり	17:00~19:00 1時間当たり	13,650	9,450
	平日以外	貸切り	1回につき	貸切り	26,250	16,800
個人 リンク以外 市長が特別のイベントを行う場合	コート1面	10:00~17:00 1時間当たり	1時間当たり	10:00~17:00 1時間当たり	19,950	13,800
	1人1回	1人1回	1人1回	1人1回	1,100	10,000

※ 営利を目的とする場合は2倍額  
※ 入場料又はこれに類する料金を徴収する場合は、1.5倍額

施設申込方法比較表

区分	項目	申込方法等
出雲市	申請方法	①予約(電話可) ②申請書の提出(個人使用の場合は口頭のみで可能)
	受付期間	①一般利用の場合 (出雲健康公園及びサン・アビリティーズいずれの場がいずれも利用は3ヶ月前) ②大会利用の場合 (大会利用は大会開催に先立ち1ヶ月前、占用使用は1ヶ月前から、占用使用は1ヶ月前から) ※ 一部施設については1月・2月に利用調整を行っている。 ※ 出雲健康公園(多目的広場、少年野球場)、長浜中央公園、出雲体育館、平田体育館、平田スポーツ公園等 ※ 料りに期間の定めをしていない施設もある。
斐川町	使用料 納付方法	①申請時又は使用日までに前納(現金) ②必要な場合は請求書・納付書を発行
	申請方法	①予約(電話可) ②申請書の提出 ※インターネットで利用(予約)状況を公開
斐川町	申請方法	①一般利用の場合 (利用日の属する月の前月初日から、ただし、週2回、4時間まで) 1ヶ月前については、制限なし。 ②大会利用の場合 1月・2月に利用調整を行う。 それ以外については、あいている時
	使用料 納付方法	①申請時又は使用日までに前納(現金) ②必要な場合は請求書・納付書を発行

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

文化・スポーツワーキンググループ No.3003

協議項目	各種事務事業(文化・スポーツ関係)の取扱いについて	協議細目	スポーツ大型イベント事業
調整の方針	両市町で行っているスポーツ大型イベント事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
	<b>現</b>	<b>斐</b>	<b>川</b>
	<b>出</b>	<b>雲</b>	<b>町</b>
	<b>市</b>		
	<b>現</b>		
			<b>調整の具体的内容</b>
①出雲全日本大学選抜駅伝競走開催負担金 主催:出雲市、(財)日本学生陸上競技連合 期日:10月体育の日 予算:30,000千円	①町一周ウオーク 主催:ツーデイウオーク実行委員会(町体協) 時期:5月3日 予算:270千円		両市町で行っているスポーツ大型イベント事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
②出雲くにびきマラソン大会開催負担金 主催:出雲市、市教委、市体協、市陸協 期日:2月11日建国記念の日 予算:3,780千円	②町相撲大会 主催:町教育委員会、町相撲連盟 時期:9月8日 予算:30千円		
③一畑薬師マラソン大会開催負担金 主催:出雲市、市教委、山陰中央新報社 期日:10月最終日曜日 予算:2,520千円			
④スイムラン in 多伎開催補助金 主催:スイムラン実行委員会 期日:7月下旬または8月上旬日曜日 予算:1,440千円			
⑤吉岡隆徳記念出雲陸上競技大会開催負担金 主催:出雲市、県陸協 期日:4月中旬 予算:2,700千円			
⑥出雲カップU-18サッカー大会開催負担金 主催:出雲市、出雲カップ実行委員会 期日:8月下旬 予算:1,800千円			
⑦和田毅杯少年野球大会 主催:出雲市、スポーツ振興21、和田杯実行委員会 期日:10月下旬~11月 予算:1,000千円			

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

文化・スポーツワーキンググループ No.3800

協議項目	各種事務事業(文化・スポーツ関係)の取扱いについて	協議細目	芸術文化諸団体補助金等
調整の方針	芸術文化諸団体補助金等については、現行のとおりとし、斐川地域への補助金については、合併時から出雲市の例により実施する。		
現 況		斐 川 町	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出雲総合芸術文化祭委託費(出雲市教育文化振興財団へ) 53,500 千円</li> <li>・出雲総合芸術文化祭団体補助金 2,900 千円</li> <li>・出雲地域への各種補助金 3,567 千円</li> <li>・平田地域への各種補助金 2,096 千円</li> <li>・佐田地域への各種補助金 756 千円</li> <li>・多伎地域への各種補助金 756 千円</li> <li>・湖陵地域への各種補助金 320 千円</li> <li>・大社地域への各種補助金 1,935 千円</li> <li>・出雲芸術アカデミー運営補助金 30,000 千円</li> <li>・出雲ドーム 2000 人の吹奏楽への補助金 3,150 千円</li> </ul>	文化協会の設立に向け準備中	芸術文化諸団体補助金等については、現行のとおりとし、斐川地域への補助金については、合併時から出雲市の例により実施する。	

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

文化・スポーツワーキンググループ No.4400

協議項目	各種事務事業(文化・スポーツ関係)の取扱いについて		協議細目	文化財保存事業
<b>調整の方針</b>	文化財の保存については、合併時から出雲市の例により補助金方式で実施する。			
	<b>現</b>	<b>出 雲 市</b>	<b>斐 川 町</b>	<b>調整の具体的内容</b>
<p>○出雲市文化財保護条例</p> <p>○出雲市文化財保存事業補助金交付要綱</p> <p>(1) 助成内容 指定文化財の修理、防災、災害復旧、整備、管理計画策定に要する費用</p> <p>(2) 補助率 ①国庫補助を伴う事業 補助残の1/3以内 ②県補助金を伴う事業 補助残の1/2以内 ③国・県補助のない事業 対象経費の1/2以内 ④その他、特別な事情がある場合は市長が別に定める</p> <p>(3) 平成22年度予定補助金等の主な内訳 (千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国宝出雲大社本殿等保存修理事業 63,560</li> <li>・指定無形文化財団体育成補助金(22団体) 594</li> <li>・山田本陣遺構保存補助金 30</li> <li>・築地松(出雲屋敷)(4件) 180</li> </ul>	<p>斐川町は補助金ではなく、委託金で支出している。</p> <p>(1) 委託内容 個人所有の町指定文化財に対して管理(4件)と維持継承(1件)を目的に委託金を支出する費用</p> <p>(2) 管理委託料(町指定関係) (千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小丸子山古墳 43</li> <li>・保寿寺のクロマツ 28</li> <li>・原鹿の築地松 28</li> <li>・直江一式飾り 17</li> <li>・興林寺のタブノキ 17</li> </ul>			文化財の保存については、合併時から出雲市の例により補助金方式で実施する。

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

文化・スポーツワーキンググループ No.4600

協議項目	各種事務事業(文化・スポーツ関係)の取扱いについて	協議細目	指定文化財
調整の方針	斐川町指定の文化財を新市指定の文化財として引き継ぐ。		
	<b>現 況</b>	<b>斐 川 町</b>	<b>調整の具体的内容</b>
①指定文化財の総数 ・有形文化財	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物 国 4 県 5 市 3 計 12</li> <li>絵画 国 3 県 10 市 7 計 20</li> <li>彫刻 国 4 県 8 市 9 計 21</li> <li>工芸品 国 8 県 11 市 3 計 23</li> <li>書跡 国 7 県 4 市 4 計 16</li> <li>典籍 国 0 県 2 市 3 計 5</li> <li>古文書 国 1 県 7 市 7 計 15</li> <li>考古資料 国 3 県 2 市 16 計 21</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国 0 県 0 町 1</li> <li>国 0 県 1 町 3</li> <li>国 0 県 0 町 2</li> </ul>	斐川町指定の文化財を新市指定の文化財として引き継ぐ。
・無形文化財	<ul style="list-style-type: none"> <li>工芸技術 国 0 県 1 市 0 計 1</li> <li>民俗文化財 国 0 県 1 市 8 計 9</li> <li>有形民俗 国 1 県 7 市 17 計 25</li> <li>無形民俗 国 8 県 5 市 12 計 25</li> <li>記念物 国 2 県 2 市 13 計 17</li> <li>史跡 国 1 県 0 市 0 計 1</li> <li>天然記念物 国 42 県 65 市 104 計 211</li> <li>天然名勝 国 1 県 0 市 0 計 1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国 0 県 2 町 0</li> <li>国 0 県 0 町 1</li> <li>国 2 県 1 町 1</li> <li>国 0 県 0 町 4</li> </ul>	
②その他指定関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無形文化財 3件</li> <li>・国指定のうち国宝 3件</li> <li>・その他、登録文化財等 7件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有形文化財 18件</li> <li>・有形文化財</li> <li>・建造物</li> <li>・彫刻</li> <li>・古文書</li> <li>・無形文化財</li> <li>・無形文化財</li> <li>・民俗文化財</li> <li>・有形民俗</li> <li>・無形民俗</li> <li>・記念物</li> <li>・史跡</li> <li>・天然記念物</li> <li>・記念物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無形文化財</li> <li>なし</li> <li>・民俗文化財</li> <li>・有形民俗</li> <li>・無形民俗</li> <li>・記念物</li> <li>・史跡</li> <li>・天然記念物</li> </ul>
合計	国 42 県 65 市 104 計 211	国 2 県 4 町 12 計 18	合計 国 2 県 4 町 12 計 18
②その他指定関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定のうち国宝 3件</li> <li>・その他、登録文化財等 7件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定の総数18件</li> <li>・有形文化財</li> <li>・建造物</li> <li>・彫刻</li> <li>・古文書</li> <li>・無形文化財</li> <li>・民俗文化財</li> <li>・有形民俗</li> <li>・無形民俗</li> <li>・記念物</li> <li>・史跡</li> <li>・天然記念物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定の総数18件</li> <li>・有形文化財</li> <li>・建造物</li> <li>・彫刻</li> <li>・古文書</li> <li>・無形文化財</li> <li>・民俗文化財</li> <li>・有形民俗</li> <li>・無形民俗</li> <li>・記念物</li> <li>・史跡</li> <li>・天然記念物</li> </ul>
合計	国 42 県 65 市 104 計 211	国 2 県 4 町 12 計 18	合計 国 2 県 4 町 12 計 18
②その他指定関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定のうち国宝 3件</li> <li>・その他、登録文化財等 7件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定の総数18件</li> <li>・有形文化財</li> <li>・建造物</li> <li>・彫刻</li> <li>・古文書</li> <li>・無形文化財</li> <li>・民俗文化財</li> <li>・有形民俗</li> <li>・無形民俗</li> <li>・記念物</li> <li>・史跡</li> <li>・天然記念物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定の総数18件</li> <li>・有形文化財</li> <li>・建造物</li> <li>・彫刻</li> <li>・古文書</li> <li>・無形文化財</li> <li>・民俗文化財</li> <li>・有形民俗</li> <li>・無形民俗</li> <li>・記念物</li> <li>・史跡</li> <li>・天然記念物</li> </ul>
合計	国 42 県 65 市 104 計 211	国 2 県 4 町 12 計 18	合計 国 2 県 4 町 12 計 18
②その他指定関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定のうち国宝 3件</li> <li>・その他、登録文化財等 7件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定の総数18件</li> <li>・有形文化財</li> <li>・建造物</li> <li>・彫刻</li> <li>・古文書</li> <li>・無形文化財</li> <li>・民俗文化財</li> <li>・有形民俗</li> <li>・無形民俗</li> <li>・記念物</li> <li>・史跡</li> <li>・天然記念物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定の総数18件</li> <li>・有形文化財</li> <li>・建造物</li> <li>・彫刻</li> <li>・古文書</li> <li>・無形文化財</li> <li>・民俗文化財</li> <li>・有形民俗</li> <li>・無形民俗</li> <li>・記念物</li> <li>・史跡</li> <li>・天然記念物</li> </ul>
合計	国 42 県 65 市 104 計 211	国 2 県 4 町 12 計 18	合計 国 2 県 4 町 12 計 18

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

文化・スポーツワーキンググループ

協議項目		各種事務事業(文化・スポーツ関係)の取扱いについて		協議細目	大会参加励励金・大会派遣費補助金
調整の方針		スポーツ大会参加励励金については、出雲市の例により統一し、出雲市のみで実施している文化大会参加励励金、小・中学生各種大会派遣費補助金については、合併時から新市の事業として実施する。		大会参加励励金・大会派遣費補助金	
現 出 雲 市		斐 川 町		調 整 の 具 体 的 内 容	
<p><b>【スポーツ】</b></p> <p>○出雲市文化・スポーツ活動励励金交付事業            予算額:5,000千円            内 容:全国大会に出場する個人又は団体に対し励励金を交付            対象者:市内高等学校以上在学者、市内事務所勤務者、市内在住者(中学生以下を除く)            対象大会:日体協加盟中央団体主催大会、国体、高校総体、その他これらに準じる大会            励励金額:10,000円/1人(10人以下の団体競技又は個人競技)            100,000円(11人以上の団体競技)</p> <p>○出雲市国際スポーツ競技大会出場励励金贈呈事業            オリンピック出場者 30,000円/1人            その他国際大会 20,000円/1人</p> <p><b>【文化】</b></p> <p>○出雲市文化・スポーツ活動励励金交付事業            予算額:1,200千円            内 容:全国大会に出場する個人又は団体に対し励励金を交付            対象者:市内高等学校以上在学者、市内事務所勤務者、市内在住者(中学生以下を除く)            対象大会:全日本吹奏楽コンクール、全日本合唱コンクール、その他これらに準ずる大会            励励金額:10,000円/1人(10人以下の団体競技又は個人競技)            100,000円(11人以上の団体競技)</p>	<p><b>【スポーツ】</b></p> <p>○優秀選手励励・選手団派遣費            予算額:125千円            内 容:全国大会に出場する個人又は団体に対し励励金を交付する。            対象者:町内在住者            対象大会:日体協加盟中央団体主催大会、国体、全国スポーツ祭等            励励金額:5,000円/1人(5人以下の団体競技又は個人競技)            30,000円(6人以上の団体競技)</p> <p><b>【文化】</b>            該当なし</p>	<p>スポーツ大会参加励励金については、出雲市の例により統一し、出雲市のみで実施している文化大会参加励励金、小・中学生各種大会派遣費補助金については、合併時から新市の事業として実施する。</p>			

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

文化・スポーツワーキンググループ

協議項目	各種事務事業(文化・スポーツ関係)の取扱いについて	協議細目	大会参加励励金・大会派遣費補助金
調整の方針		スポーツ大会参加励励金については、出雲市の例により統一し、出雲市のみで実施している文化大会参加励励金、小・中学生各種大会派遣費補助金については、合併時から新市の事業として実施する。	
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
出 雲 市	斐 川 町		
<p><b>【スポーツ・文化共通】</b>            ○小・中学生各種大会派遣費補助金            予算額:4,000千円            内 容:全国大会等に出場する児童生徒を派遣する団体に対し、運賃・宿泊費の半額程度を補助            対象者:市内小中学校在籍者・市内在住児童生徒            対象大会:全国大会・中国大会            補助基準            ・対象人数:出場する児童生徒および引率者(補員・マネージャー含む)            ・運 賃:対象人数 × 1/2            ・宿泊料:1人1泊 東京 4,500円                      東京以外の県外 4,000円                      県内 3,000円            ・輸送費:吹奏楽の楽器輸送費全額</p>	<p><b>【スポーツ・文化共通】</b>            該当なし</p>	<p>スポーツ大会参加励励金については、出雲市の例により統一し、出雲市のみで実施している文化大会参加励励金、小・中学生各種大会派遣費補助金については、合併時から新市の事業として実施する。</p>	

## 協議第 39 号

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 7 月 13 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

### 各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて

合併協定項目 24. 各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

#### 【小中学校事業】

##### 1 学校施設の整備

老朽度・狭隘度・耐震指標の危険度等を考慮し施設の計画的な整備を進める。

##### 2 遠距離通学対策事業

スクールバスを含む遠距離通学対策については、現行のとおり引き継ぎ、新市において出雲市の例により調整する。

##### 3 各種大会参加費補助（部活動）

小中学校の部活動各種大会参加費補助金については、合併時から出雲市の例により統一する。

##### 4 学校教育機能・体制強化事業

スクールヘルパー事業、スクールカウンセラー配置事業、小中学校外国語指導、適応指導教室、不登校対策事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において統一する。

##### 5 小中学校理科学習事業

斐川町の児童生徒も合併時から出雲科学館を利用した理科学習授業を実施する。



**【幼稚園事業】**

6 幼稚園施設の整備

老朽度・狭隘度・耐震指標の危険度等を考慮し施設の計画的な整備を進める。

7 幼稚園保育料

幼稚園保育料については、差異がないため現行のとおりとする。ただし、減免制度については、合併時から出雲市の例により統一する。

8 幼稚園預かり保育

預かり保育については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後速やかに出雲市の例により調整する。

**【学校給食事業】**

9 学校給食

現行のとおり引き継ぎ、新市において安全、安心でおいしい給食の安定的な供給が出来るよう、施設の配置、配送区域等の見直しを行い、必要な施設の整備を検討する。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

学校教育ワーキンググループ No. 700

協議項目	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	協議細目	学校施設の整備
調整の方針	老朽度・狭隘度・耐震指標の危険度等を考慮し施設の計画的な整備を進める。		
	<p>出雲市</p> <p>○対象施設 ・小学校 38校（うち分校2） ・中学校 14校（うち分校1）</p> <p>【計画】 （1）学校施設の建設 ①耐震化対策推進事業 校舎・屋体の耐震診断結果に基づき、耐震指標（1s値）0.7未満の施設について、「耐震基本計画」を策定し、危険度が高い棟から優先的に耐震補強工事を行うなどの耐震化対策を進める。65棟 平成22年度中に耐震診断を終了する。65棟（小学校25校の53棟、中学校4校の12棟） ②改築・大規模改築事業 老朽化が著しいなどの理由により、国の改築事業等の対象となる学校施設を図るためには、良好な学習環境と教育効果の向上を図るために、改築・大規模改築等の事業により、施設のバリアフリー化、耐震化、防犯等の安全対策や省エネルギー等の環境面に配慮して、中期財政計画との整合を図りながら整備を行う。 また、通学区の変更や小中学校の再編に伴う学校施設整備については、効率的な学校運営と均衡のとれた施設配置による望ましい教育環境の実現に向けて、地域の理解を得ながら検討する。</p> <p>（2）学校施設の改修・修繕 （校舎リフレッシュ事業） 良好な教育環境の維持するため、施設の修繕工事を行い、既存施設の長寿命化を図る。</p>	<p>斐川町</p> <p>○対象施設 ・小学校 4校 ・中学校 2校</p> <p>【計画】 （1）学校施設の建設 ①耐震化対策 ・整備計画 全体の整備計画はないが、小学校の耐震対策については、「年次計画」をたて積極的に実施することとしている。すでに優先度調査はすべて終了し、その結果に基づいて二次診断を実施中である。 診断結果により、耐震補強が必要な学校は、大規模改修を含めて、財政的な調整を図りながら耐震設計及び補強・改築工事を実施することとしている。 ・現況 平成21年度事業（繰越）により、出東小学校の改築・補強工事を実施中である。また、平成21年度に荘原小学校（屋体）、中部小学校（校舎2棟）、出東小学校（屋体）の耐震二次診断を実施した。 今年度は、その診断結果に基づいて、耐震設計を行い、財政的な調整を図りながら補強・改築工事を実施することとしている。</p> <p>（2）その他の施設改築 ・プール：荘原（S48）西野（S50）中部（S50） ・体育館：荘原（S43）西野（S46）中部（S46） 出東（S53）</p>	調整の具体的な内容 老朽度・狭隘度・耐震指標の危険度等を考慮し施設の計画的な整備を進める。

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

学校教育ワーキンググループ No. 2000

協議項目	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	協議細目	遠距離通学対策事業
調整の方針	スクールバスを含む遠距離通学対策については、現行のとおり引き継ぎ、新市において出雲市の例により調整する。		
出雲市	斐川町	調整の具体的内容	
<p>1. スクールバス ○幼稚園 なし</p> <p>○小学校 ・対象者 通学距離4km以上の者 ・対象校 4校（朝山、神戸川、須佐、窪田） ・対象地区 3地区（朝山、古志、佐田地域）</p> <p>○中学校 ・対象者 通学距離6km以上の者 ・対象校 5校（1中、南中、平田中、多伎中、佐田中） ・対象地区 6地区 （乙立、稗原、朝山、上津、佐香、佐田地域）</p> <p>2. 小学校遠距離通学費補助 国の適正通学距離を越える児童への補助</p> <p>3. 中学校遠距離通学費補助 国の適正通学距離を越える生徒への補助</p>	<p>1. スクールバス ○幼稚園 ・対象校 西野幼稚園 ・対象地区 1地区（阿宮（希望者のみ））</p> <p>○小学校 ・対象校 西野小学校 ・対象地区 1地区（阿宮）</p> <p>○中学校 ・対象校 斐川西中学校 ・対象地区 1地区（阿宮）</p> <p>[通学バス] ・対象者 児童のうち4kmを超える通学班 ・対象校 小学校3校（庄原小・中部小・出東小） （スクールバス対象校を除く）</p> <p>・内 容：公用バス等を使用して運行 運転業務は委託、保護者負担なし</p> <p>2. 小学校遠距離通学費補助 なし</p> <p>3. 中学校遠距離通学費補助 なし</p>	<p>スクールバスを含む遠距離通学対策については、現行のとおり引き継ぎ、新市において出雲市の例により調整する。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

学校教育ワーキンググループ No. 2300

協議項目	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	協議細目	各種大会参加費補助（部活動）
調整の方針	小中学校の部活動各種大会参加費補助金については、合併時から出雲市の例により統一する。		
調整の具体的な内容	<p>出雲市</p> <p>【内容】小中学校の部活動を通して各種大会に出場する児童生徒を派遣する団体に対して補助金を交付する。</p> <p>【対象大会】 ○文化・・・県教委、県吹連、県中吹連、県合連等が主催、推薦する県大会、中国大会、全国大会 ○スポーツ・・・県教委、県中体連が主催、県中体連等が推薦する県大会、中国大会、全国大会（中学校のみ）</p> <p>【対象人員】 ○文化・・・出場する選手＋補欠5名以内＋引率者 ○スポーツ・・・エントリー者＋マネージャー1名＋引率者</p> <p>【運賃】基本的にJR運賃の半額（文化の県大会無）</p> <p>【宿泊費】 ○東京 4,500円/泊 ○県外 4,000円/泊 ○県内 3,000円/泊（文化の県大会無）</p> <p>【楽器輸送費】実費（県大会は実費の1/2）</p>	<p>斐川町</p> <p>【内容】小中学校の部活動を通して各種大会に出場する児童生徒の保護者に対して補助金を交付する。</p> <p>【対象大会】 県大会、中国大会、全国大会（文化・スポーツ共通）</p> <p>【対象人員】 定めていない。</p> <p>【運賃】 交通機関（JR・貸切バス・レンタカー等）の利用に必要な費用の1/2</p> <p>【宿泊費】 宿泊要項等に記載されている宿泊場所及び大会主催者が斡旋する宿泊場所での宿泊費用の1/2</p> <p>【その他経費】 参加料、弁当代、補食費、雑費（交付基準あり）</p>	<p>調整の具体的な内容</p> <p>小中学校の部活動各種大会参加費補助金については、合併時から出雲市の例により統一する。</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

学校教育ワーキンググループ No. 3500

協議項目	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	協議細目	スクールヘルパー事業
調整の方針	スクールヘルパー事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において統一する。		
出雲市		斐川町	
<p><b>【事業内容】</b>                      特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、スクールヘルパー（特別支援教育補助者）や特別支援補助ヘルパー（特別支援介助者）を配置し、それぞれの児童・生徒に応じたきめ細かな支援の充実を図る。</p> <p><b>【職務】</b>                      ○スクールヘルパー（特別支援教育補助者）発達障がいを含む障がいのある児童・生徒の支援を行う。また、学校に登校していても教室に入りにくかったり、集団になじみにかかったりする児童・生徒の支援を行う。                      ○特別支援補助ヘルパー（特別支援介助者）肢体不自由や自閉症等介助を必要とする児童生徒の支援を行う。</p> <p><b>【配置状況（平成22年度）】</b>                      スクールヘルパー - 特別支援補助ヘルパー - 合計                      小学校 60名 9名 69名                      中学校 31名 4名 35名</p> <p><b>【勤務形態・条件】</b>                      ○スクールヘルパー（特別支援教育補助者）700円/H×4時間×16日/月×11月                      ○特別支援補助ヘルパー（特別支援介助者）1日6,300円×200日</p>	<p><b>【事業内容・職務】</b>（支援員配置事業）                      通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒や集団に適応できにくい児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導・相談や支援を行うため、また、特別支援学級に在籍する児童生徒の突発的行動への対応やきめ細かな指導を行うため、学校ごとの事情を勘案して、町単独事業による「支援員」を配置。</p> <p><b>【配置状況（平成22年度）】</b>                      ・小学校 25名                      ・中学校 5名</p> <p><b>【勤務形態・条件】</b>                      ・有資格者 877円/h（教員免許等）                      ・無資格者 774円/h</p>	<p>スクールヘルパー事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において統一する。</p>	
		調整の具体的な内容	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

学校教育ワーキンググループ No. 3600

協議項目	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	協議細目	スクールカウンセラー配置事業
調整の方針	スクールカウンセラー配置事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において統一する。		
出 雲 市			
斐 川 町			
<p>【目的】 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして学校に配置し、その活用を効果的に学校教育相談体制に取り入れ、もって生徒指導の充実を図る。 ※平成22年度は、11名のスクールカウンセラーを28小中学校へ配置</p>		<p>【目的】 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして学校に配置し、その活用を効果的に学校教育相談体制に取り入れ、もって生徒指導の充実を図る。 ※平成22年度は、2名のスクールカウンセラーを6小中学校へ配置</p>	<p>スクールカウンセラー配置事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において統一する。</p>
調 整 の 具 体 的 内 容			

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

学校教育ワーキンググループ No. 3700

協議項目	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	協議細目	小中学校外国語指導
調整の方針	小中学校外国語指導については、現行のとおり引き継ぎ、新市において統一する。		
	<p>出雲市</p> <p>○外国語指導助手（A L T） 英語指導助手（A E T）の配置</p> <p>【目的】 （財）自治体国際化協会選考による外国語指導助手（A L T）及び地域人材による英語指導助手（A E T）により、小中学校での英語授業及び英語活動において指導を行い、正しい発音能力を身に付けるとともに、国際理解とコミュニケーション能力の向上を図る。</p> <p>【平成22年度配置計画】 外国語指導助手（A L T） 5名 英語指導助手（A E T） 8名</p> <p>【実績】 指導学校数 50校 指導日数 200日 指導授業数 227時間/週</p>	<p>斐川町</p> <p>○英語指導手業務委託（平成22年度） ・内容：小・中学校での英語授業及び英語活動において教職員と協働して指導を行なう。 おいてタラック広島支店 ・委託先：4,280千円 ・委託内容：1名（年間185日） 中学校2校：隔週派遣 小学校4校：週1回、午後</p> <p>○小学校英語活動講師（平成22年度） ・内容：新教育課程実施に伴う小学校の外国語活動（新設に対応） ・対象：小学校5・6年生 ・内容：2,500円/h×10h×クラス数 ・予算：475千円</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>小中学校外国語指導については、現行のとおり引き継ぎ、新市において統一する。</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

学校教育ワーキンググループ No. 3900

協議項目	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	協議細目	適応指導教室
調整の方針	適応指導教室については、現行のとおり引き継ぎ、新市において統一する。		
調整の具体的な内容	<p>出雲市</p> <p>不登校児童生徒の学校復帰や将来的な社会的自立に向けて、きめ細かな学習支援や学習指導、集団適応指導の支援を行うとともに相談活動を充実させ、学校復帰への意欲を喚起することを目指すために、平田町に「光人塾」を、今市町に「すずらん教室」を設置している。</p> <p>○光人塾 開設日 月曜～金曜 開設時間 9時～16時 職員体制 常勤指導員3名（塾長1名・主任指導員2名）</p> <p>指導内容 ・非常勤指導員13名 ・個人指導を中心とした教科指導 ・体験活動、スポーツタイム、ふれあい活動、レクリエーション、美術、体育等</p> <p>成果 ・教員免許所有者がマンツーマンで指導を行うため、学力保障、進路保障で実績をあげている。 ・施設面で個別指導のできる体制が可能。</p> <p>○すずらん教室 開設日 月曜～金曜 開設時間 10時～15時30分 職員体制 常勤指導員2名（室長1名・主任指導員1名）</p> <p>指導内容 ・非常勤指導補助員6名 ・体験学習、スポーツ、音楽教室等各種教室、宿泊研修</p> <p>成果 ・5教科の学習の補充 ・不登校対策指導員の関わった子どももの通級する場として保障されている。 ・活動の一部を、通級していないが不登校傾向の生徒に門戸を開いている。</p>	<p>斐川町</p> <p>不登校や心の問題を抱えている児童生徒や学校での学習が難しい児童生徒に対して、居場所として体験活動や学習支援を中心に取り組むため斐川町教育支援センター（コスモス教室）を設置している。</p> <p>○斐川町教育支援センター（コスモス教室） 開設日 月曜日～金曜日 開設時間 9時30分～16時30分 職員体制 ・嘱託指導員（常勤1名）17日 指導補助員（5名）</p> <p>指導内容 ・問題を抱える子どもたちの居場所 ・季節ごとの行事 ・利用する子ども個々にあった関わり（学力保障には取り組んでいない） ・教室でエネルギーを補給した子どもたちが学校へ復帰するなどの成果がある。</p> <p>成果 その他 ・相談機関（コスモス教室）に併設</p>	<p>調整の具体的な内容</p> <p>適応指導教室については、現行のとおり引き継ぎ、新市において統一する。</p>



出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

学校教育ワーキンググループ No. 4000

協議項目	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	協議細目	不登校対策事業
調整の方針	不登校対策事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において統一する。		
	<p>出雲市</p> <p>不登校対策指導員、児童生徒支援調整員を配置</p> <p>①目的 家庭に引きこもりがちな児童生徒の学校復帰に向けて、支援を行う不登校対策指導員を児童生徒支援室に3名配置し不登校児童生徒の実態に応じたきめ細かな支援を図る。 また、不登校支援の総合窓口として、新たに児童生徒支援調整員を配置し、すべての不登校児童生徒について、専門的知識・経験から適切な対応を行っていく。</p> <p>②職員体制 ・不登校対策指導員（嘱託） 3名 ・児童生徒支援調整員（嘱託） 1名</p>	<p>斐川町</p> <p>コスモス相談室を設置</p> <p>①目的 不登校や心の問題を抱えている児童生徒や学校での学習が難しい児童生徒に対する相談機関</p> <p>②職員体制 ・嘱託相談員（常勤1名） ・相談補助員（1名） ③その他 ・適応指導教室を併設</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>不登校対策事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において統一する。</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

学校教育ワーキンググループ No. 4700

協議項目	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	協議細目	小中学校理科学習事業
調整の方針	斐川町の児童生徒も合併時から出雲科学館を利用した理科学習授業を実施する。		
調整の具体的内容	<p>出雲市</p> <p>科学館理科学習事業                      ◆子どもたちに独創性豊かな学習能力・学習意欲の向上を目指し、市内の小中学生を対象に、学校ではできないような最新鋭の高度な設備・装置等を駆使した、独自のカリキュラムによる創造的な実験・体験を中心とした授業を実施。                      ◆専用バスによる送迎により、小学校3年生から中学校3年生までの児童、生徒が、学年に応じて年1回から3回、それぞれ3時間ずつの理科学習を実施。                      ◆午前・午後それぞれ4クラスずつの授業を実施。                      ◆特別支援学級在籍者や不登校生徒等を対象とした学習支援も実施。                      ◆科学館を市内教員の理科学習教材の研究、開発の場として開放するとともに、教材作成支援や資料、情報の提供並びに教員の指導力向上、資質向上を目指した実技や実習を交えた研修会の開催。</p>	<p>斐川町</p> <p>なし</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>斐川町の児童生徒も合併時から出雲科学館を利用した理科学習授業を実施する。</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

学校教育ワーキンググループ No. 5400

協議項目	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	協議細目	幼稚園施設の整備
調整の方針	老朽度・狭隘度・耐震指標の危険度等を考慮し施設の計画的な整備を進める。		
	<p>出雲市</p> <p>○対象施設 ・幼稚園 26園</p> <p>【計画】 (1) 幼稚園施設の建設 ①耐震化対策事業 園舎の耐震診断結果に基づき、耐震指標（1s値）0.7未満の施設について、「耐震化基本計画」を策定し、危険度が高い棟から優先的に耐震補強工事を行うなどの耐震化対策を進める。 ②改築・大規模改築事業 老朽化が著しいなどの理由により、国の改築事業等の対象となる園舎については、良好な保育環境と教育効果の向上を図るため、園舎の改築・大規模改築等の事業により、施設のバリエーション化、耐震化、防犯等の安全対策や省エネルギー等の環境面に配慮して、中期財政計画との整合を図りながら整備を行う。 幼稚園計画にあたっては、小学校、保育園、児童クラブ等との連携や総合的な施設再編を含めて、望ましい保育・教育環境の実現に向けて、地域の理解を得ながら検討する。</p> <p>(2) 幼稚園施設の改修・修繕 (園舎リフレッシュ事業) 良好な保育・教育環境を維持するため、施設の修繕工事を行い、既存園舎の長寿命化を図るための対策工事を進める。</p>	<p>斐川町</p> <p>○対象施設 ・幼稚園 4園</p> <p>【計画】 (1) 幼稚園施設の建設 ①耐震診断 ・診断を要する対象棟数：3棟 ・内訳：1棟 近い将来改築計画あり 2棟 老朽化が著しいため診断を急ぎ、結果によっては補助金導入により改修を実施</p> <p>②整備計画 庄原幼稚園（昭和35年）は、移転新築期成同盟会が結成されており、地元調整が順調に進めば、平成22年度中に実施設計を行い、速やかに新築したい。 西野幼稚園（平成15年度）は、新築であるが、3歳児保育室の整備が必要である。 残る中部・出東幼稚園は、建設時期が昭和39～47年であるため、新築も視野に入れた早急な改修が望まれる。 なお、出東幼稚園は、平成21年9月議会で新築の陳情が採択されている。</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>老朽度・狭隘度・耐震指標の危険度等を考慮し施設の計画的な整備を進める。</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

学校教育ワーキンググループ No. 5700

協議項目	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	協議細目	幼稚園保育料
調整の方針	幼稚園保育料については、差異がないため現行のとおりとする。ただし、減免制度については、合併時から出雲市の例により統一する。		
出 雲 市		斐 川 町	
<p>1. 保育料 年額 72,000円 (6,000円/月) 保育料減免措置あり ※幼稚園奨励事業による減免措置のほか、休園期間の場合に30日を1箇月単位として休園期間に相当する月数分の減免措置あり。</p> <p>2. 入園料・・・なし</p>	<p>1. 保育料 年額 72,000円 (6,000円/月) 保育料減免措置なし (就園奨励費補助のみ)</p> <p>2. 入園料・・・なし</p>	調整の具体的内容 幼稚園保育料については、差異がないため現行のとおりとする。ただし、減免制度については、合併時から出雲市の例により統一する。	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

学校教育ワーキンググループ No. 5800

協議項目	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	協議細目	幼稚園預かり保育
調整の方針	預かり保育については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後速やかに出雲市の例により調整する。		
出雲市		斐川町	
<p>1. 保育機能付加型預かり保育（長時間の預かり保育）事業 幼稚園に保育機能を付加した長時間預かり保育を、近隣に保育所がないなどの地域事情を考慮し、入所待機児童の解消を図るため実施。 ○詳細は別紙のとおり</p> <p>2. 通常預かり保育（一時的な預かり保育）事業 保護者や家族の病気、看護、介護、育児疲れの解消、断続的勤務及び短時間勤務等による一時的な保育の需要に対応するため実施。 ○詳細は別紙のとおり</p>	<p>【目的】近年の少子化・核家族化など地域や保護者のニーズにより、幼稚園教育課程の正規の教育時間以外の時間帯において、希望する園児を預かり保育するにより、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援する。 ○詳細は別紙のとおり</p>	<p>預かり保育については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後速やかに出雲市の例により調整する。</p>	

1. 預かり保育(常時的な預かり保育)事業

	実施幼稚園 (対象地域)	対象幼児	実施日	実施時間	負担金	
出雲市	朝山幼稚園 (朝山・乙立地区 が対象地域) 稗原幼稚園 (稗原地区が対 象地域) 東幼稚園 (平田地域全域 が対象地域) 湖陵幼稚園 (湖陵地域全域 が対象地域) 日御碕幼稚園 (日御碕地区が 対象地域)	当該幼稚園の園 児で次のいずれ かに該当するも の。 ア 園児の住民 登録が対象地域 にある。 イ 園児の保護 者が対象地域内 の事業所に勤務 している。 ウ 園児の保護 者が対象地域出 身である。	3歳児 4歳児 5歳児	平日(月～金) (夏季等休業中以外)	降園時間 ～ 16:30	1か月8,000円 ただし、2人目以降は、 1か月4,000円 (利用日数、時間にかかわ らない)
					降園時間 ～ 18:30	1か月12,000円 ただし、2人目以降は、 1か月6,000円 (利用日数、時間にかかわ らない)
				夏季、冬季、学年始及び学年 末休業期間中の開園日 (土曜日・日曜日、8月13日～ 15日及び12月30日～1月4日 を除く)	7:30～16:30	1か月8,000円 ただし、2人目以降は、 1か月4,000円 (利用日数、時間にかかわ らない)
					7:30～18:30	1か月12,000円 ただし、2人目以降は、 1か月6,000円 (利用日数、時間にかかわ らない)
斐川町	荘原幼稚園 西野幼稚園 中部幼稚園 出東幼稚園	当該幼稚園の園 児で保護者が預 かり保育を希望 し、次に掲げる いずれかに該当 する園児 (1)保護者の就 労、疾病又は介 護等により、教 育課程終了後 においても、預かり 保育が必要な園 児 (2)前項に掲げる もののほか、園 長が預かり保育 を必要と認める 園児	4歳児 5歳児	平日(月～金) (夏季等休業中以外)	降園時間～18:00	4月から6月及び 9月から翌年2月 1か月8,000円 (利用日数、時間にかかわ らない)
					8:30～18:00	7月及び3月 1か月10,000円 8月 1か月16,000円 (利用日数、時間にかかわ らない)

※出雲市負担金減免制度 第3子以降の児童の保育料無料、生活保護世帯の負担金の減免(全額免除)

※斐川町は減免制度はなし

2. 預かり保育(一時的な預かり保育)事業

	実施幼稚園	対象幼児	実施日	実施時間	負担金	
出雲市	朝山幼稚園 稗原幼稚園 平田幼稚園 東幼稚園 多伎幼稚園 湖陵幼稚園 大社幼稚園 日御碕幼稚園	当該幼稚園に入 園している園児	3歳児 4歳児 5歳児	平日(月～金) (夏季等休業中以外)	降園時間～16:30	1日あたり400円
				夏季、冬季、学年始及び学年 末休業期間中の開園日 (土曜日・日曜日、8月13日～ 15日及び12月30日～1月4日 を除く)	8:30～16:30	4時間未満 …1日あたり 800円 4時間以上 …1日あたり 1,600円
斐川町	荘原幼稚園 西野幼稚園 中部幼稚園 出東幼稚園	当該幼稚園の園 児で保護者が預 かり保育を希望 し、次に掲げる いずれかに該当 する園児 (1)保護者の就 労、疾病又は介 護等により、教 育課程終了後 においても、預かり 保育が必要な園 児 (2)前項に掲げる もののほか、園 長が預かり保育 を必要と認める 園児	4歳児 5歳児	平日(月～金) (夏季等休業中以外)	降園時間～18:00	1日あたり600円
				夏季、冬季、学年始及び学年 末休業期間中の開園日 (土曜日・日曜日、8月13日～ 15日及び12月30日～1月4日 を除く)	8:30～18:00	1日あたり1,200円

※出雲市負担金減免制度 生活保護世帯の負担金の減免(全額免除)

※斐川町は減免制度はなし

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

学校教育ワーキンググループ No. 6600

協議項目	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	協議細目	学校給食
調整の方針	<p>現行のとおり引き継ぎ、新市において安全、安心でおいしい給食の安定的な供給が出来るよう、施設の配置、配送区域等の見直しを行い、必要な施設の整備を検討する。</p>		
	<p>出雲市</p> <p>○現状：直営施設（出雲、平田、多伎センター） 給食会委託施設（大社・湖陵・佐田センター）</p> <p>○施設の概要 【出雲学校給食センター】 ・ 建築年度：平成14年 ・ 配送学校数：小学校14校、中学校6校、幼稚園10園 ・ 配食数：9,859食</p> <p>【平田学校給食センター】 ・ 建築年度：昭和42年 ・ 配送学校数：小学校13校、中学校3校、幼稚園2園 ・ 配食数：2,771食</p> <p>【佐田学校給食センター】 ・ 建築年度：平成4年 ・ 配送学校数：小学校2校、中学校1校、幼稚園なし ・ 配食数：320食</p> <p>【多伎学校給食センター】 ・ 建築年度：平成元年 ・ 配送学校数：小学校2校、中学校1校、幼稚園1園 ・ 配食数：384食</p> <p>【湖陵学校給食センター】 ・ 建築年度：平成8年 ・ 配送学校数：小学校1校、中学校1校、幼稚園1園 ・ 配食数：569食</p> <p>【大社学校給食センター】 ・ 建築年度：昭和44年 ・ 配送学校数：小学校5校、中学校1校、幼稚園5園 ・ 配食数：1,466食</p>	<p>斐川町</p> <p>○現状：直営</p> <p>○施設の概要 【斐川町学校給食センター】 ・ 建築年度：昭和55年度 ・ 配送学校数：4 幼稚園・4 小学校・2 中学校 ・ 配食数：3,200食</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>現行のとおり引き継ぎ、新市において安全、安心でおいしい給食の安定的な供給が出来るよう、施設の配置、配送区域等の見直しを行い、必要な施設の整備を検討する。</p>